

6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100

14.6.8
96

自 大 正 四 年 一 月
至 大 正 五 年 十 二 月

統 計 年 報

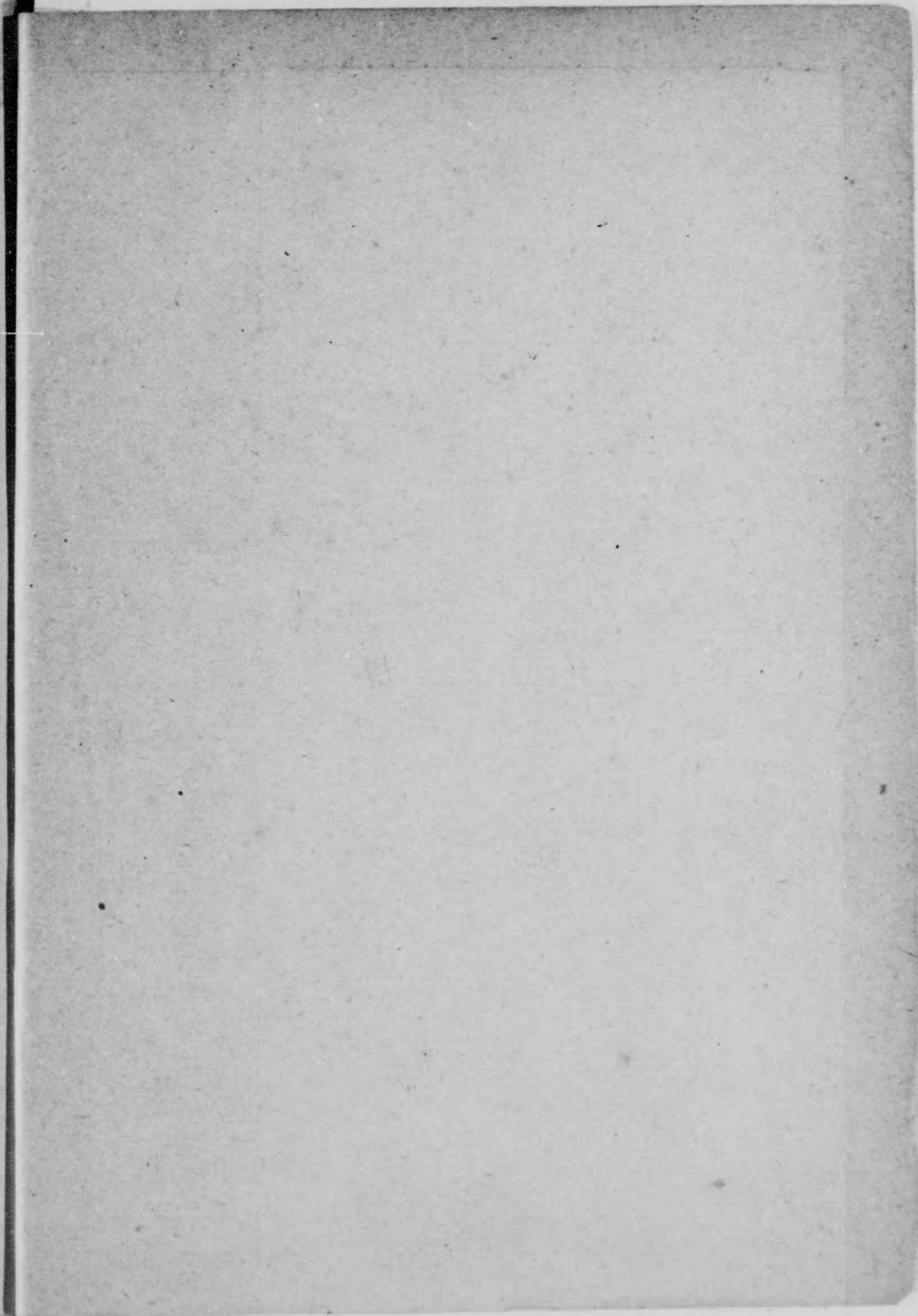
第 一 區 府 縣 立 全 生 病 院

始



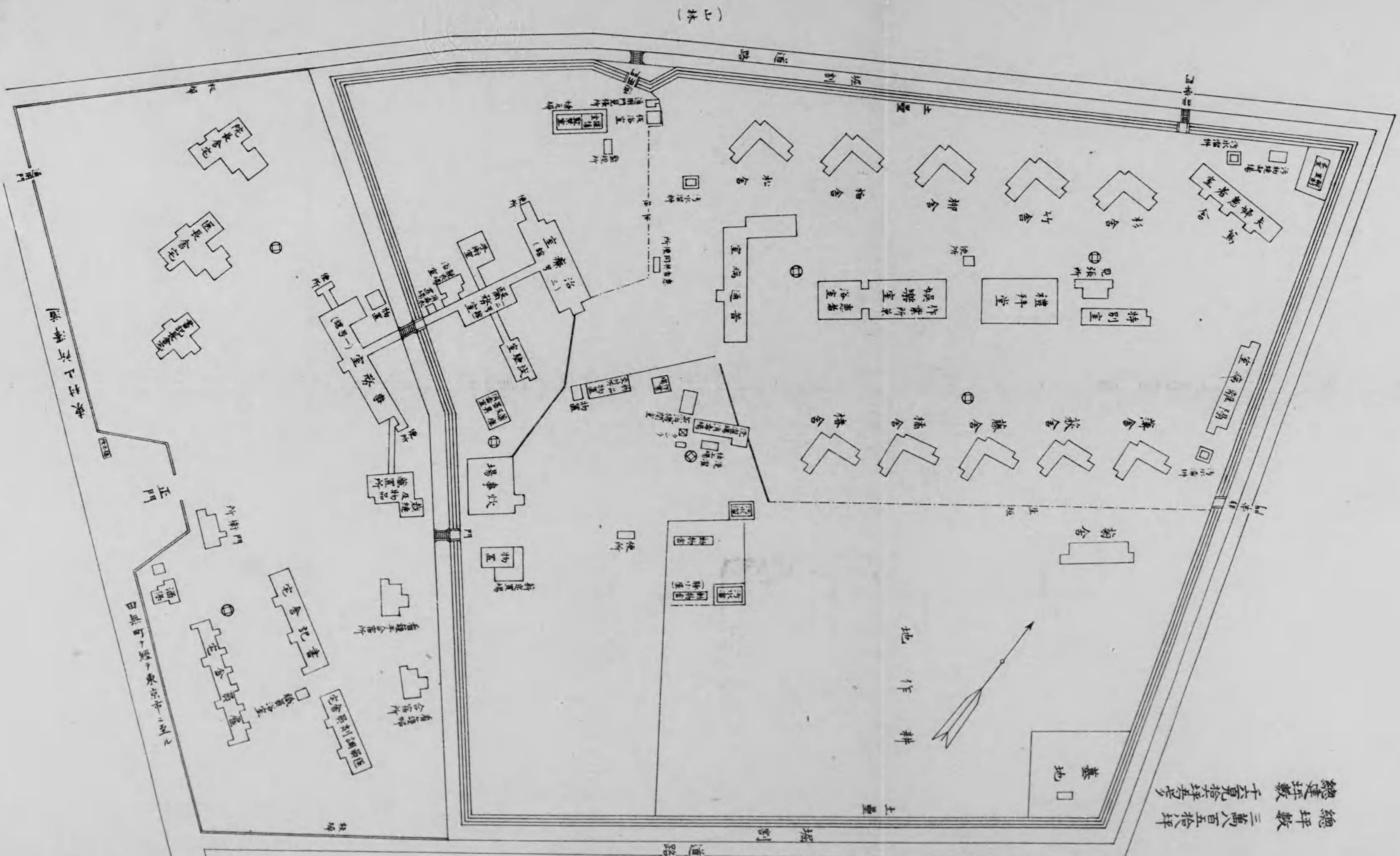


Vertical text on the left page, possibly bleed-through from the reverse side. The text is faint and difficult to read, but appears to be organized in a list or table format. Some characters are visible, such as "第一" (First) and "第二" (Second).



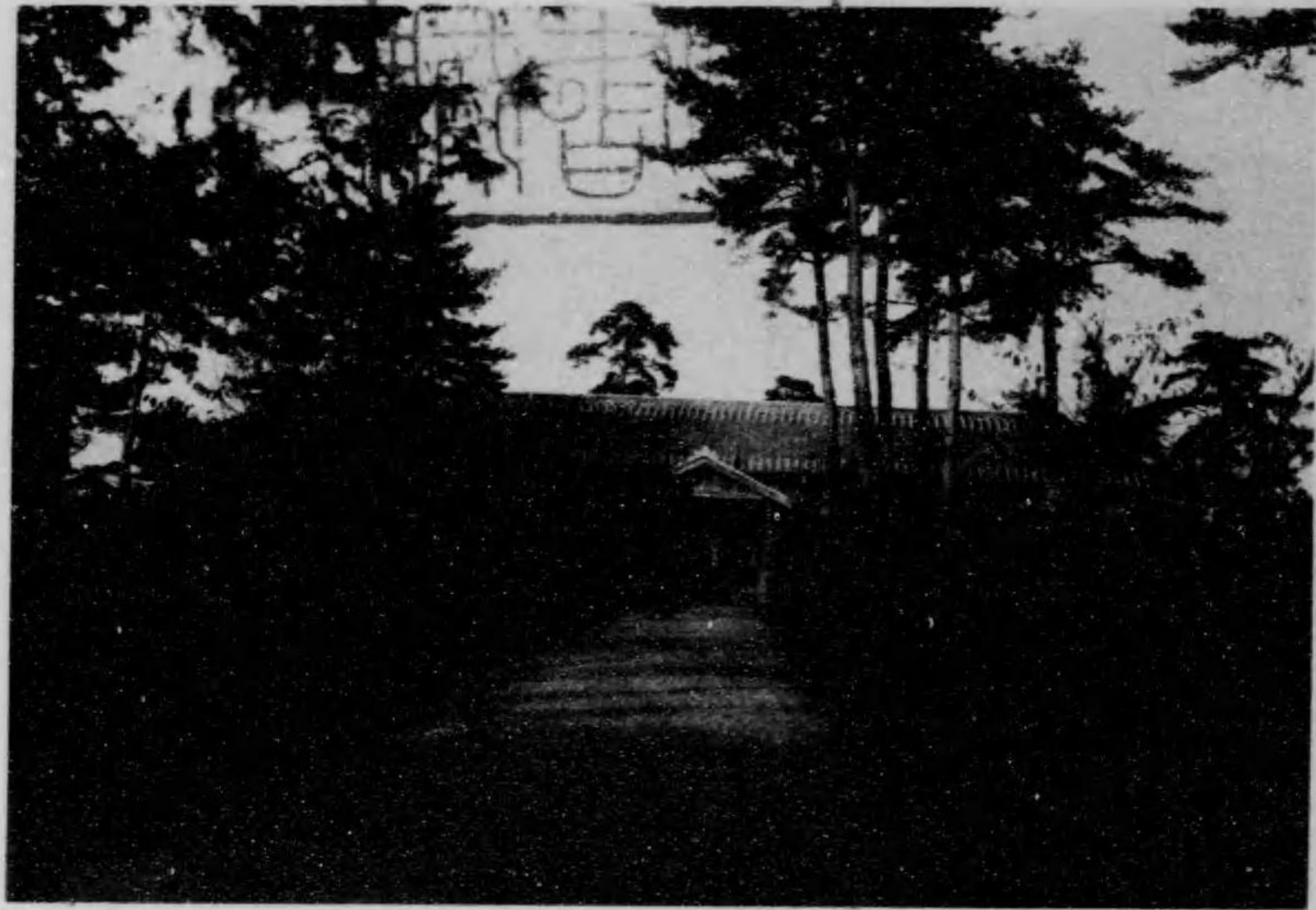
第一區府縣立全生病院構内畧圖

總坪數 三萬八百五拾坪
 總建坪數 一千九百拾坪

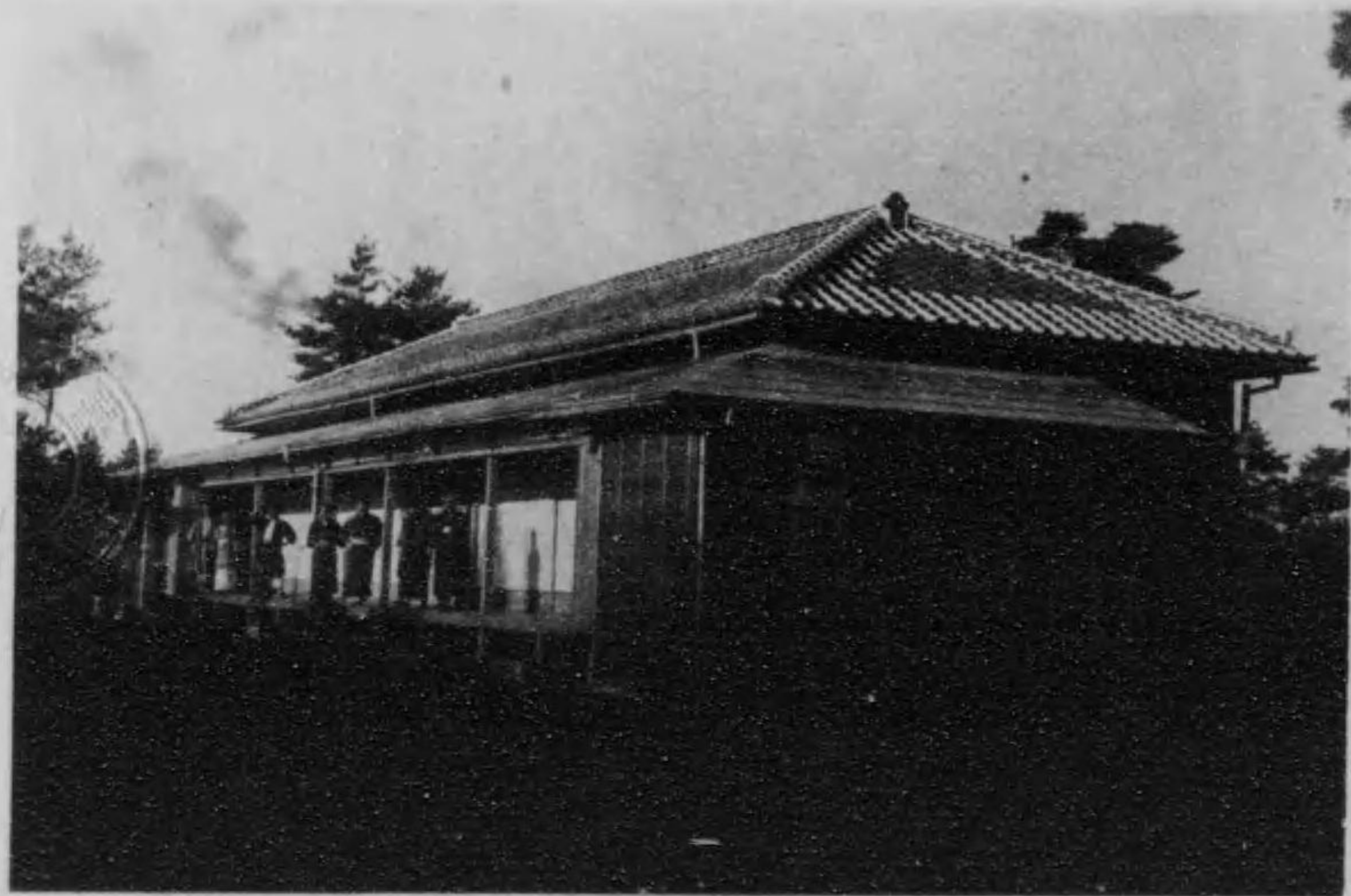


(山林)

(山林)

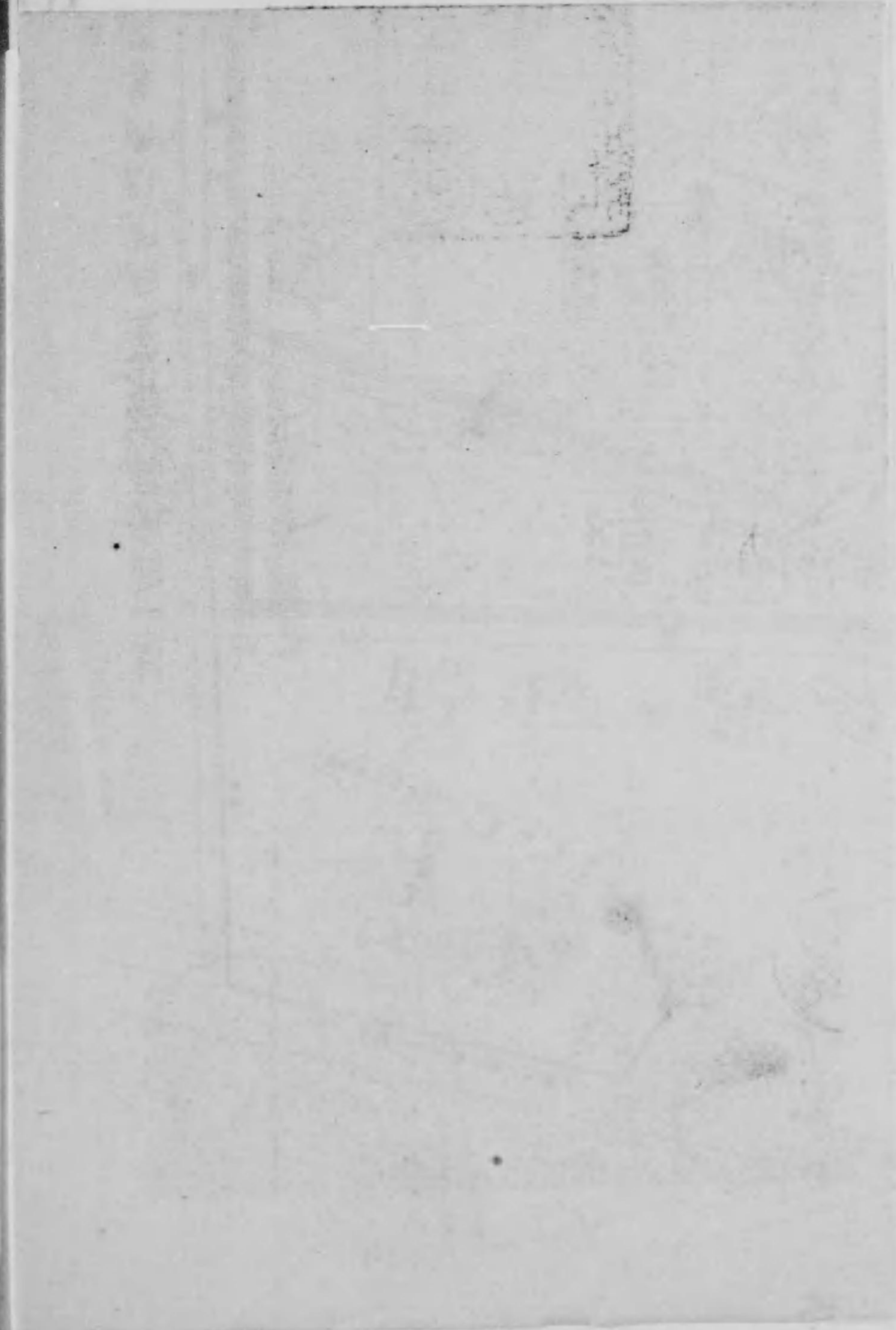


(一 其) 面 正 所 務 事



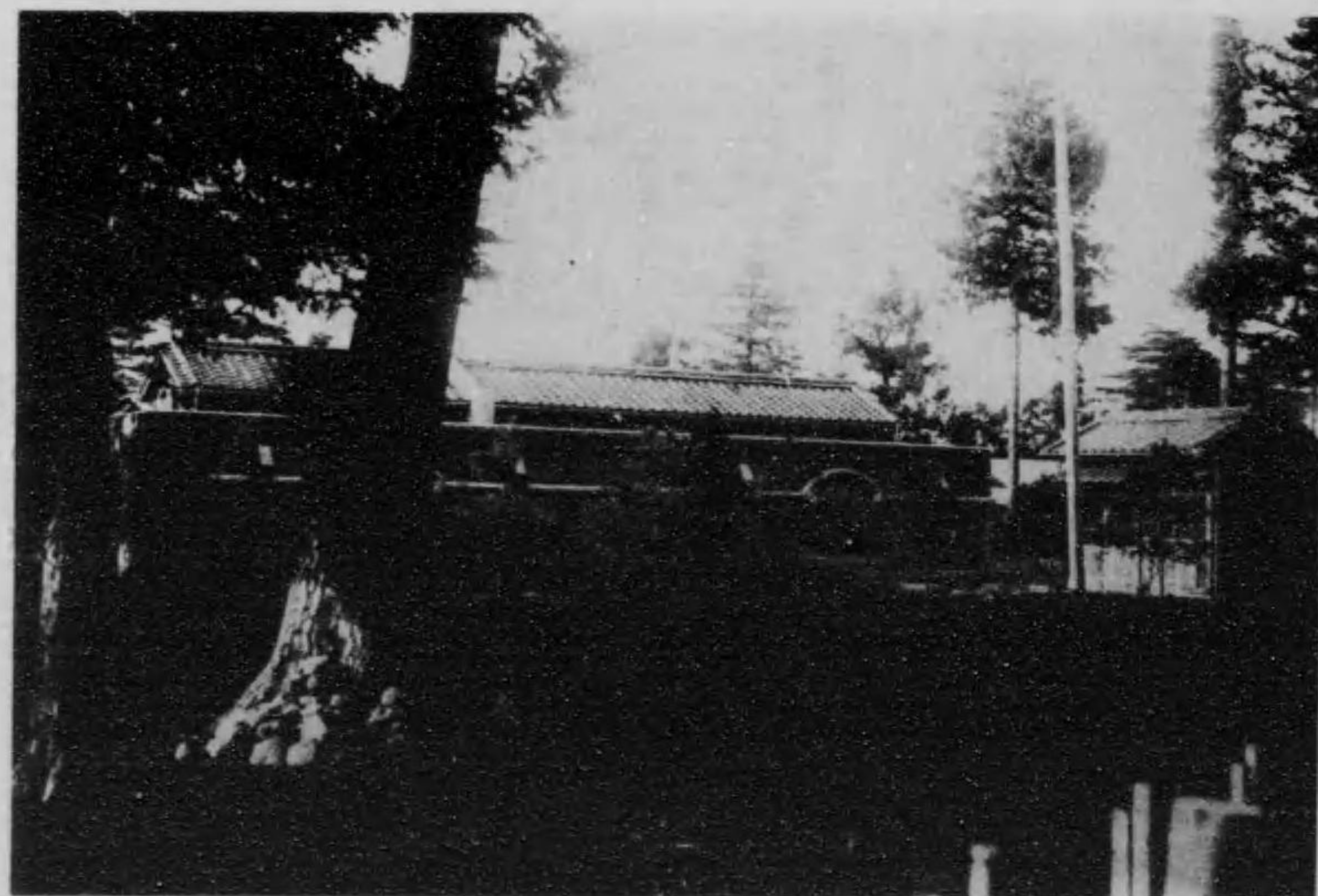
(二 其) 新

大正
7. 6. 26
内交





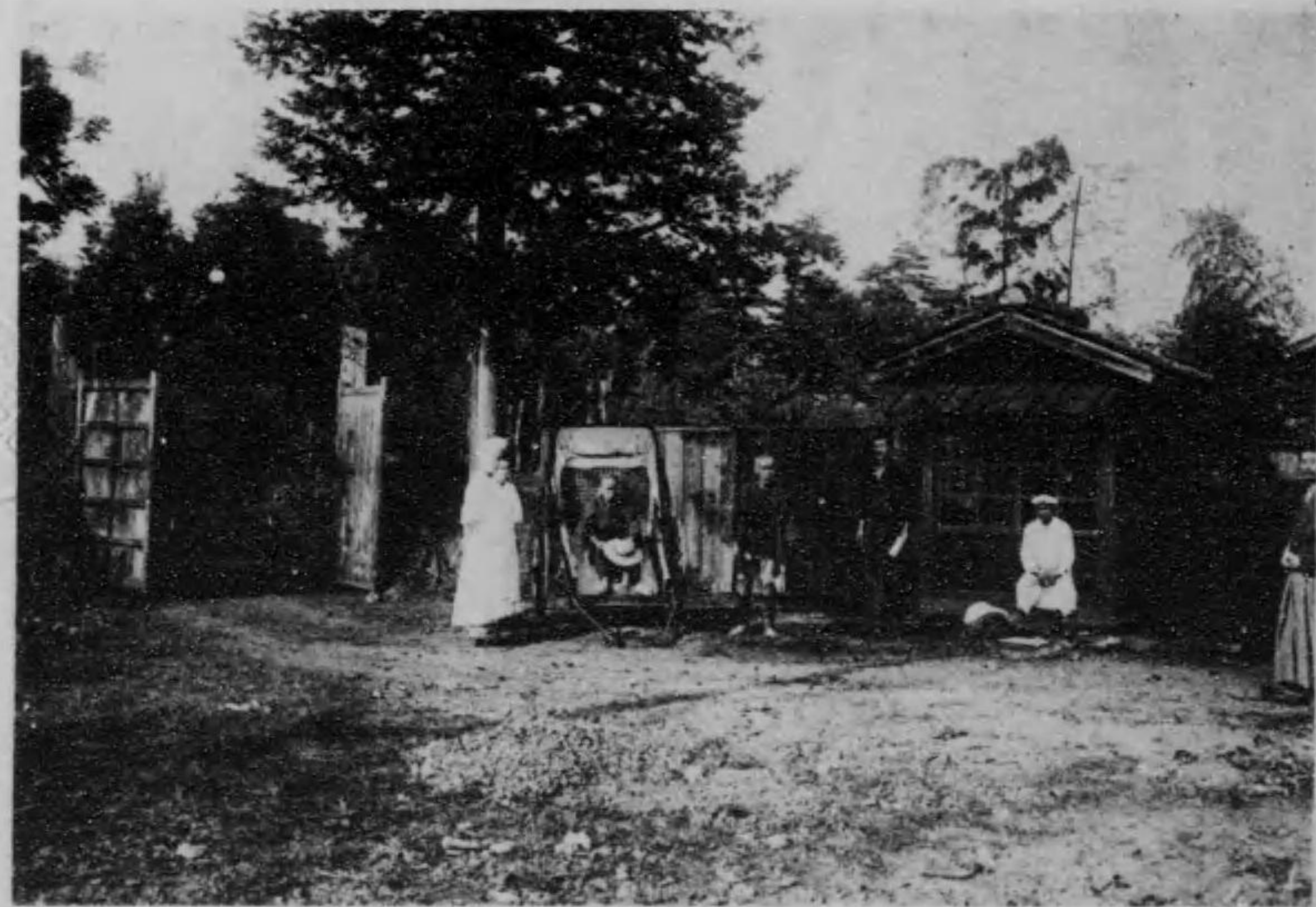
(三其) 宅 住 者 患



(四其) 室 禁 監



(五其) 場 事 炊



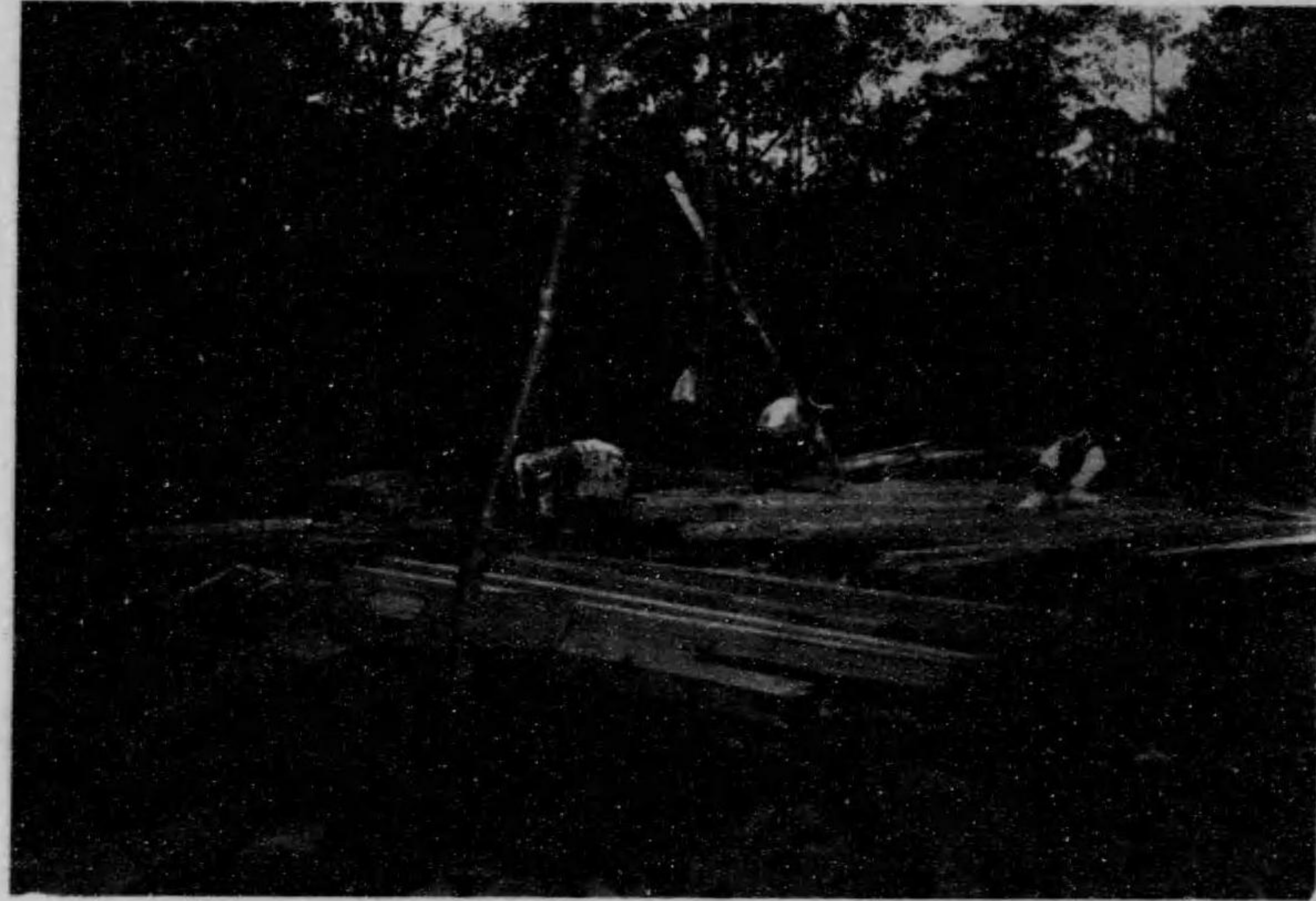
(六其) 容 收 者 患



(七 其) 堂 拜 禮



(八 其) 工 土 ノ 者 患



(九其) 工 木 ノ 者 愚



(十其) 居 芝 ノ 者 愚

目次

第一	沿革	一
第二	事務處辨ノ概況	九
第三	治療ノ概況	一三
第四	一般患者ノ狀態	一四
第五	開院以來收容患者異動	一七
第六	收容患者送置官廳月別	一九
第七	大正四五年收容患者異動	二二
第八	現在患者本籍府縣別	二五
第九	現在患者本籍年齡別	二九
第十	收容患者發病年齡別	三三
第十一	收容患者發病後經過年數別	三四
第十二	收容患者本籍及病型別	三七
第十三	收容患者病型年齡別累年比較	三九
第十四	死亡患者病型年齡別累年比較	四二
第十五	死亡患者死因病類年齡別	四五
第十六	死亡患者死因病類月別	四七

目次

第十七	死亡患者本籍府縣別	四九
第十八	入室患者經過日數	五一
第十九	處方箋ニ因リ藥局ニテ投藥月別	五六
第二十	醫局使用藥品材料月別	五八
第二十一	現在患者宗教別	六〇
第二十二	現在患者教育程度別	六三
第二十三	現在患者發病時ノ職業	六五
第二十四	現在患者前科者調	七三
第二十五	患者作業實調	七四
第二十六	患者耕作並諸作業費細別表	七五
第二十七	患者現金及爲替收入調	七八
第二十八	患者購買品其他支出金額	七八
第二十九	患者耕作蔬菜買入金額	八〇
附關係法令並第十區府縣立全生病院慰安會事業成績		

第一區府縣立全生病院年報

第一 沿革

一本院ハ明治四十年法律第十一號ニ基キ同年內務省令第二十號ヲ以テ東京府神奈川縣新瀉縣埼玉縣群馬縣千葉縣茨城縣栃木縣愛知縣靜岡縣山梨縣長野縣ノ一府十一縣ヲ聯合區域ト定メ創設シタルニシテ時ノ東京府知事阿部浩ハ療養所所在地ノ故ヲ以テ本院管理知事トシテ明治四十年十月創設費豫算ヲ編製シ聯合府縣ノ各代表者ト會合シテ費用ノ支出分擔方法ヲ議定シタルモ豫防法實施期日改正ノ結果遂ニ實行ヲ見ル能ハサリシヲ以テ明治四十一年三月更ニ之ヲ議定スルニ至レリ

越ニテ明治四十二年二月ニ至リ東京市ヲ距ル西方八里十五町所澤町ヲ離ル、東南方約一里田無街道ニ沿ヘル東京府北多摩郡東村山村大字南秋津字開發地内ナル林野三萬七百八坪ヲ敷地ニ選定シ同年四月土功ヲ起シ建築ニ著手セリ同月東京府屬大野德太郎ハ本院長事務取扱ヲ命セラレ次テ齋藤利一醫員兼藥劑師ニ佐々木哲助石井綱條今道小十郎清水富二書記ヲ命セラレ同年九月光田健輔本院醫長ニ陳鷺郎醫員ニ内海廣業藥劑師ニ命セラレタリ

一同年九月設備セシ建物左ノ如シ

- 一號館(事務所)
- 試驗室
- 隔離病室
- 二號館(治療所)
- 患者住宅(十一棟)
- 屍室(解剖室)
- 三號館(治療所)
- 普通病室
- 禮拜室



146-96

浴場(備帶交換)

蒸汽機關室(附洗濯場)

炊事場

職員舎宅(五棟)

物置(二棟)

門衛所

職員浴室

汚物焼却場

一明治四十二年九月二十八日諸般ノ準備略ホ整理ヲ告ケタルヲ以テ開院式ヲ舉行シタリ然レトモ其ノ設備未タ全タカラサルニ依リ一時東京府荏原郡目黒村私立病院慰養園ノ一部ヲ借リテ假收容所ニ充テ其ノ間事務ヲ東京府廳内ニ於テ處辨セリ同年十月村田茂助醫員ヲ命セラレ同月十八日始メテ本院内ニ於テ事務ヲ開始シ收容患者ヲ移スト同時ニ聯合各府縣ノ送致ニ係ル患者ヲ順次收容スルニ至レリ

一明治四十三年二月工藤理助書記ヲ命セラレ同年三月大野東京府屬院長事務取扱ヲ解カル、ト同時ニ休職千葉縣市原郡長池内才次郎本院長ヲ命セラル同年六月池内院長願ニ依リ本官ヲ免セラレ本院事務トナリ齋藤醫員兼藥劑師ハ藥劑師兼醫員ニ川上左右須計ハ醫員ヲ命セラレ同年九月今道書記願ニ依リ職務ヲ免セラレタリ

一明治四十三年勅令第三百四十六號癩療養所職員制發布ニ依リ同年十月池内才次郎ハ療養所長ニ光田健輔ハ療養所醫長ニ任セラル、ト同時ニ本院長又ハ本院醫長ヲ命セラル其ノ他醫員調劑員書記何レモ夫々任命セラレタリ同月書記清水富二ハ願ニ依リ本職ヲ免セラレ八角六一郎書記ニ任セラレタリ

一同年度中ニ於ケル補充設備ノ箇所左ノ如シ
患者作業場兼娛樂所 特別室

裁縫所兼物品藏置所

通用門駐在所

看護人寄宿所

浴場ノ増築

機關手及雇員住宅

隔離病室看護人控所及浴場

藥庫及器具消毒室

患者共同便所

手術室

看護人駐在所

一明治四十四年九月調劑員兼醫員齋藤利一死亡シタルニヨリ同月二十一日高橋幸之助調劑員兼醫員ニ任セラレ十一月十五日書記佐々木哲助休職ヲ命セラレタルヲ以テ同月二十五日吉野熊次郎書記ニ任セラレタリ

一同四十四年中ニ於テ補充セシ建物ハ

火葬場

一箇所

此ノ敷地百五十坪 建坪十二坪ナリ

一明治四十五年度ニ於テ患者百五十人増員ノ計畫ヲ立テ増員ニ對スル建築費及救護ニ要スル一切ノ經費豫算ヲ計上シ協議會ニ提出シタル結果現在ノ建物ヲ以テ五十人ヲ増員スルコト、ナリ明治四十五年四月ヨリ之ヲ實行スルニ至レリ

一明治四十四年十一月十五日休職ヲ命セラレタル書記佐々木哲助ハ同四十五年六月十五日願ニ依リ本職ヲ免セラレ同年十一月九日書記吉野熊次郎ハ願ニ依リ本職ヲ免セラレ

一 大正二年ニ於テ補充設備セシ建造物ハ左ノ如シ
普通病室 一棟 四十坪
物品交附所兼物品藏置所 一棟 十坪
洗濯仕上ケ所兼乾燥室 一棟 十坪

一 大正二年五月一日調劑員兼醫員高橋幸之助ハ書記兼醫員ニ任セラレ六月十二日醫員川上左右須計願ニ依リ本職ヲ免セラレ同月二十七日杉山銀次郎調劑員ニ任セラレ七月十六日安藤三次郎書記ニ任セラレタルニ九月三日願ニ依リ本職ヲ免セラレ十一月四日石川又藏醫員ニ任セラレタリ

一 大正三年二月十九日院長池内才次郎ハ願ニ依リ本職ヲ免セラレ同日醫長光田健輔ハ療養所長ニ兼任シ同時ニ本院長ヲ命セラル三月六日村田茂助ハ醫員ヲ五月十一日八角六一郎ハ書記ヲ執レモ願ニ依リ免セラレ同年五月十三日林芳信ハ醫員ニ同月十八日毛涯鴻ハ書記ニ六月二十九日横田久ハ書記ニ執レモ任命セラレタリ

大正四、五年中ニ於ケル概要

一 大正四年度ニ於テハ從來ノ建物ヲ以テ五十人ヲ増員シテ四百人トナスコト、ナリタリ然ルニ大正四年八月ノ豫算會議ニ於テ聯合各府縣當事者即位ノ大典ニ際シ尙ホ市内各所ニ浮浪スル癩患者アラムコトヲ慮リ遺憾ナク收容スヘキ決議ヲナシタルモ如何セン今年度増員ノ爲メ已ニ病舎ノ狹隘ヲ告ケ居ル際ナルヲ以テ十月中ニ四十二坪五合ノ一舎ヲ増設スルノ已ムナキニ至リ急ニ工事ニ著手シ十月末ニ落成シタルヨリ十一月ノ御大典ノ際ニハ臨時四百二十餘人ヲ收容シ得ルコト、ナレリ同年十二月一日ニハ其收容數四百二十四人ヲ算セリ

同年度設備セシ建築物寢具被服日用器具ノ他ニ炊事場ノ改善ヲ施シ從來ノ薪炭ヲ廢シ鈴木式蒸汽炊事竈六箇ヲ裝置シ床面ノ「コンクリート」ヲ撤シテ花崗石トナシ尙一坪五合ノ増築ヲナシタルニ清潔經濟等ノ利便アルノミナラス増員ノ必要ニ應シテ餘裕ヲ存スルヲ得タリ

其他豚小屋五坪ノ増設、生垣二百間ノ新設ヲナス

一 本院ニ於テハ從來職員退職給與金支給ノ規定ナカリシカ聯合府縣ノ協議ヲ經テ大正四年度ヨリ施行スルコト、ナレリ

一 本院患者墓地ニハ是迄墓石ノ設ケナカリシカ大正五年東京市淺草東本願寺ヨリ墓碑一基ヲ寄附セラレタルヲ以テ七月之レカ建設ニ著手シ十月ニ至リ其ノ落成ヲ告ケタルニヨリ同月二十二日秋季慰靈祭ヲ兼ネ除幕式ヲ舉行セリ

一 職員ノ異動

大正四年十月十五日書記石井綱條願ニ依リ本職ヲ免セラレ同日河本久米太郎ハ書記ニ十月三十日森岡雄太郎醫員ニ任セラレタリ

大正五年五月書記兼醫員高橋幸之助用濟ニ付本職並兼職ヲ免セラレ九月八日市川章之助、遠藤作次書記ニ任命セラレタリ

雇傭員異動ハ左ノ如シ (×ハ死亡者ナリ)

機	手	入	出	大正四年	入	出	大正五年
機	手	1	1	1	1	1	1
雇	員	1	1	1	1	1	1
看	護	2	2	6	4	4	4
看	護	1	1	1	1	1	1
看	護	1	1	1	1	1	1
給	仕	1	1	1	1	1	1
小	使	1	1	1	1	1	1
炊	夫	1	1	1	1	1	1
洗	濯	1	1	1	1	1	1
裁	縫	1	1	1	1	1	1
火	夫	1	1	1	1	1	1
雜	役	1	1	1	1	1	1

大正五年末現在人員

醫長 兼院長
 醫員 員
 調劑 員
 書記 員
 機關 員
 雇員 員
 計

一 四 二 六 一 二 一 六

看 看 看
 護 護 護
 手 手 手
 習 習 習
 使 使 使
 夫 夫 夫
 婦 婦 婦
 役 役 役
 計

九 四 三 一 四 二 五 二 四 二 三 八

一大正五年末現在建造物及敷地坪數左ノ如シ

一敷地坪數
 病院敷地
 火葬場敷地
 患者一時留所敷地

內 譯

三萬八百五十八坪

三萬六百五十八坪

百五十坪
 五十坪

一建物坪數

內 譯

一號館事務室玄關共 一棟 六十八坪五合
 二號館(醫務室) 一棟 三十坪
 三號館(治療室) 一棟 五十四坪
 試驗室 一棟 十八坪
 各館付便所 八坪五合三勺
 同渡リ廊下 三十二坪二合五勺
 手術室(渡リ廊下共) 一棟 十一坪
 普通病室 一棟 九十坪五合
 隔離病室 一棟 三十四坪五合
 患者浴場 一棟 三十五坪
 炊事場 一棟 四十三坪五合
 普通患者住宅 十棟 四百三十五坪
 夫婦患者住宅 一棟 七十一坪七合五勺
 所長舍宅 一棟 三十八坪七合五勺
 醫長舍宅 一棟 三十四坪
 書記長舍宅 一棟 二十七坪五合

千六百九十六坪五勺七才

書記舍宅	一棟 六十六坪
醫員調劑員舍宅	一棟 七十八坪五合
機關手及雇員舍宅	一棟 六十坪
消毒用付機關室	一棟 三十坪
看護人寄宿所	二棟 三十一坪
職員浴室	一棟 五坪
屍室及汚物置場	一棟 八坪
汚物燒却場	一棟 三坪
禮拜堂	一棟 七十二坪
門衛所	一棟 十三坪七合五勺
特別室	一棟 十六坪二合五勺
看護人駐在所	一棟 七坪七合五勺
通用門駐在所	一棟 一坪二合五勺
患者作業場並娛樂所	一棟 八十坪
孵卵器置場	一棟 一坪
見張所	四棟 一坪七合七勺七才
動物飼育舍	一棟 五坪
患者假浴場	二棟 八坪

患者共同便所	一棟 一坪
裁縫所及物品藏置所	一棟 二十五坪
渡り廊下(一號室ト裁縫所)	九坪
藥庫及器具消毒室	一棟 二十坪
物置	四棟 二十四坪
假縋帶交換所	一棟 七坪五合
患者一時溜所	一棟 九坪
物品交付所兼物品藏置所	一棟 十坪
洗濯仕上ヶ所兼乾燥室	一棟 十坪
火葬場	一棟 十二坪
患者住宅	一棟 四十二坪五合
豚小屋	一棟 五坪

第二 事務處辨ノ概況

一患者收容ノ狀況
 救護患者ハ常ニ定員ニ滿テ其ノ缺員ハ僅カニ死亡セシ者逃走シタル者若クハ扶養義務者ヲ發見
 シテ引渡シタル者等ニシテ是等患者ハ大正二年ニ於テハ八十三人大正三年ニ於テハ百二十二人

大正四年ハ八十三人大正五年ハ七十六人ニシテ一年平均約九十名一ヶ月僅カニ八人内外ニ過キ
 ス之ニ反シテ聯合府縣ノ照會ニ係ル收容ヲ要スル患者ハ常ニ五十人以上ニ達スルモ前記缺員ノ
 一都度順次其ノ一部分ヲ收容スルニ過キナルヲ以テ各府縣ノ申込ニ對シテハ直ニ其ノ全部ヲ收容
 シ得サルハ頗ル遺憾トスル所ナリ

一文書取扱件數
 兩年ニ於ケル文書取扱數ハ大正四年ニハ收受五百九件發送四百十二件大正五年ニハ收受四百三
 十一件發送五百十件ニシテ外ニ物品購入ニ關スル取扱數ハ大正四年ニハ三千二百七十八件大正
 五年ニハ三千百〇九件ナリ
 一大正元年度ヨリ同五年度迄歳入歳出豫算左ノ通

歳入經常部	歳入經常部				
	大正元年度	大正二年度	大正三年度	大正四年度	大正五年度
不用品賣拂代	10,000	10,000	10,200	10,600	33,990
菜園收入	1	1	15,000	20,000	36,000
救護費辨償金	9,586.00	9,586.00	5,471.25	5,355.40	5,599.00
各府縣分擔金	62,829.80	58,129.57	52,967.00	61,594.00	61,594.00
合 計	63,798.40	59,098.17	53,674.38	62,340.14	62,547.89
歳入臨時部					
繰越金	10,000	151,000	10,000	1,792.88	4,880.00

歳出經常部	歳出經常部				
	大正元年度	大正二年度	大正三年度	大正四年度	大正五年度
俸給	105,200.00	100,400.00	82,400.00	93,520.00	82,720.00
雜者給	86,635.00	82,945.00	85,235.00	87,176.00	103,340.00
患者費	31,752.15	30,487.60	28,160.36	31,389.50	35,090.50
雜費	5,022.15	4,681.10	5,159.75	5,481.33	5,469.44
試驗費	6,300.00	6,300.00	4,824.00	4,824.00	6,781.50
救護費辨償金	10,000.00	17,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
修繕費	22,006.00	16,018.00	10,240.50	11,238.00	11,956.30
豫備費	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00
合 計	60,761.40	58,369.17	53,589.38	58,546.63	63,770.39
歳出臨時部					
建築費	14,900.00	19,250.00	13,500.00	37,248.80	36,825.00
備品費(初度調辨費)	15,670.00	3,240.00	0	1,861.51	0
合 計	30,570.00	22,490.00	13,500.00	55,863.90	36,825.00
歳出總計	63,818.40	60,618.17	53,724.38	64,133.20	67,452.89

一大正元年度ヨリ同五年度迄歳入歳出決算左ノ通

		大正元年度	大正二年度	大正三年度	大正四年度	大正五年度
歳入經常部						
不用品賣拂代		一一、一九四二	六三、八五〇	四〇、七五〇	三一、五〇〇	二七、〇〇〇
榮園收入		—	—	三二〇六二八	四四六三二〇	五八一、三七〇
救護費辨償金		五八五、一五七	四三六、一八七	五九六、七四〇	一二、二九六、一九	一、七〇六、二八〇
各府縣分擔金		六二、八二九、八〇〇	五八、一二九、五七〇	五二、九六七、〇〇〇	六一、五九四、〇〇〇	六一、五九四、〇〇〇
合 計		六三、五二六、八九九	五八、六二九、六〇七	五三、九二五、一一八	六三、三〇一、四二九	六三、九〇八、六五〇
歳入臨時部						
繰越金		一、四一八、〇九七	二、二一八、五六二	二、四〇七、〇七五	四、一七六、三八〇	五、八八〇、〇五二
寄附金		一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	—	二五、〇〇〇
合 計		一、四二八、〇九七	二、二二八、五六二	二、四四七、〇七五	四、一七六、二八〇	五、九〇五、〇五二
歳入總計		六四、九五九、九九六	六〇、八五八、一六九	五六、三七二、一九三	六七、四七七、八〇九	六九、八一三、七〇二
歳出經常部						
俸給		九七、七六八、二八	八九八、六四五八	七、八四四、九四〇	八、五三六、九六〇	七、九三一、八二〇
雜給		七、三〇〇、九八三	七、二六七、九八〇	七、三七八、二三〇	七、九四八、三二〇	九、三八七、一四〇
患者費		三三、三三四、四九五	三一、五二一、七四〇	二九、六五六、二七七	三二、二五六、一三八	三五、九八三、二七五
雜費		六、八九一、四五四	四、九七二、六二八	四、八二九、一八四	四、五九四、三〇五	五、五七〇、五五〇
歳出總計		一四四、四五七、一	一四〇、一〇八、八	一四六、五〇一	一、一六一、九六一	一、三九六、四〇〇
修繕費		二、三五〇、〇五〇	一、五六七、一三五	一、一〇一、三九五	一、一〇一、一八九	一、八八二、三三〇
合 計		五九八、二七八、五九	五六二、三三四、八四	五二、一九五、八一三	五六〇、九八三、八八	六二、七一九、八九五
歳出臨時部						
建築費		一、三四一、七〇〇	一、八九二、三三〇	—	三七二、一六四五	二、七二二、八〇〇
備品費(初度調辨費)		一、五六六、八七五	三、三三九、〇〇	—	一、七七七、七二四	—
合 計		二、九〇八、五七五	二、二二一、六三〇	—	五、四九九、三六九	二、七二二、八〇〇
歳出總計		六二七、三六四、三四	五八四、五一〇、九四	五二、一九五、八一三	六一、五九七、七五七	六五、四三九、六九五

第三 治療ノ概況

一 大風子油注射療法

癩病ノ治療上最モ顯著ナル奏功アルモノハ大風子油ニ如クモノナキハ前年來ノ年報ニ於テ記述セル所ナリ本年ニ於テモ亦意ヲ専ラ茲ニ注キ一見快癒セルカ如キモノヲ出セルコトアルモ未ダ全治ノ域ニ達スルモノヲ見サルハ頗ル遺憾トスル所ナリ、加之此ノ療法ヲ休止セシ後ニ著シク結節ノ簇發セル者モ亦少カラス

一、チアノクブール及菅井氏液靜脈内注射療法

一例ニ於テ結節ノ消失シタルモノアレトモ多クノ例ニ於テ必然タル好成绩ヲ舉ゲス患者ハ稍モスレハ大風子油注射ニ趨ルノ傾向アリ

一、コロールカルチウム注射療法

癩性神経痛癩性結節性紅斑及癩ニ偶發スル丹毒ニ就テ本療法ノ確効アルハ亦既ニ前年報ニ記載セル所トス、特ニ丹毒ニ對シテハ本院ハ率先シテ之レカ應用ヲ試ミ比較的多數ノ丹毒患者ノ發生ヲ見タルニモ係ラス、獨リ本療法ノミニ依リテ一名ノ死亡者ヲ出サス且ツ經過日數ノ著シク短縮セルハ最モ快トスル所ナリ

一、結核ノ患者間傳染ニ就テハ夙ニ之レカ豫防方策ヲ講シツ、アリシニ偶大正四年ニ至リテ格魯布性肺炎ノ流行ヲ見且ツ其ノ豫後極メテ惡シク大正五年ニ於テハ八名中四名ノ死亡者ヲ出セリ依リテ之レカ撲滅方法トシテ喀痰ノ處置ヲ一層嚴ニシ各室ニ痰壺ヲ設ケ屋外ニ喀出スル事ヲ嚴禁セリ、尙ホ大正四年ヨリ三日熱型ノ間歇熱患者發生シ漸次蔓延ノ徵アルニ依リ、瀧水湿地等ニ就テハ石油ヲ撒布シ極力之レカ防遏ニカメタリ

第四 一般患者ノ狀態

一、慰安

收容患者ヲシテ精神上ニ慰藉ヲ與フルハ宗教ノ力ニ頼ルノ極メテ必要ナルヲ認メ、構内ニ禮拜堂ヲ設ケ神佛ノ尊像ヲ安置シ一般患者ヲシテ參拜セシメ、毎日曜日ニハ各宗ノ僧侶及基督教ノ宣教

師ノ來院シテ慰問セラル、アリ又大谷派本願寺ニ交渉シテ教誨師ノ派出ヲ乞ヒ以テ當院ニ定詰講師トナシ、毎日患者ニ接近シテ精神上ノ慰安ニ努メシメ且ツ死亡者ノ葬儀靈祭等ヲ擔當セシム之カ爲ニ精神上ニ好感化ヲ及ホスコト蓋シ甚大ナルヲ認ム

一、娛樂

患者ノ娛樂ニ就テハ娛樂所ヲ設ケ遊戯品トシテ、棋盤、三味線ヲ貸與シ又蓄音機ヲ備ヘテ各自ノ歡樂ニ供セシメ、又時々芝居講談等ヲ開催シテ終日娛樂ヲ縱ニセシム

其他祝祭日及毎月二十八日開院記念日ニハ特ニ白飯ヲ給與スルコト、ナセリ

一、風紀

收容患者ノ大部分ハ無教育者ナルヲ以テ風俗善良ナリト云フヘカラス爲ニ患者ハ窃カニ賭博ヲ開キ又男女間ノ醜關係ヲ結ヒ遂ニハ逃走ノ已ムナキニ至ルヲ以テ常ニ之カ矯正ニ努メツ、アルモ未ダ全ク弊風ヲ排除シ得サルハ遺憾トスル所ナリ

一、教育

患者中學校教育ヲ受クル能ハサリシ者ニ對シテハ禮拜堂ノ一部ニ教育所ヲ設ケ患者中普テ教育ニ從事シタル者ヲ撰拔シテ教授ノ任ヲ擔當セシム而シテ科目ハ簡易實用ヲ旨トシ修身、讀方、書方、綴方、算術等トナシ、特ニ修身ハ躬行實踐ヲ主トシタルニ成績頗ル良好ナリ

一、作業

輕症患者ニ對シ適當ノ作業ヲ與フルハ實ニ健康保持ノ爲ニ必要ナルノミナラス精神慰安ノ一助トナルヲ以テ左ニ示スカ如ク各種ノ作業ニ從事セシメ慰勞金給與ノ制ヲ設ケ之ヲ獎勵誘導セリ

統計

送致官廳別	收容		退院					死亡	逃走	非定退院者	計	年末現在患者數
	患者數	引渡シタル者	第二區北	第三區外	第四區大	第五區九	セシ者					
警視廳	295	13					69	18		111	111	
神奈川県	141	25					31	44		97	97	
新潟縣	39						9	1		11	11	
埼玉縣	10						3	1		4	4	
群馬縣	19						3	5		8	8	
千葉縣	28						7	2		10	10	
茨城縣	33						10	3		13	13	
栃木縣	43						14	8		22	22	
愛知縣	60						20	7		27	27	
靜岡縣	88						28	11		39	39	
山梨縣	113						37	14		51	51	
長野縣	131						44	18		62	62	
長野縣	148						51	22		73	73	
長野縣	188						68	28		96	96	
長野縣	206						74	33		107	107	
長野縣	233						84	40		124	124	
長野縣	260						94	49		143	143	
長野縣	295						109	58		167	167	
長野縣	333						128	70		198	198	
長野縣	371						147	84		231	231	
長野縣	410						166	100		266	266	
長野縣	448						185	116		301	301	
長野縣	487						204	132		336	336	
長野縣	526						223	148		371	371	
長野縣	565						242	164		406	406	
長野縣	604						261	180		441	441	
長野縣	643						280	196		476	476	
長野縣	682						299	212		511	511	
長野縣	721						318	228		546	546	
長野縣	760						337	244		581	581	
長野縣	799						356	260		616	616	
長野縣	838						375	276		651	651	
長野縣	877						394	292		686	686	
長野縣	916						413	308		721	721	
長野縣	955						432	324		756	756	
長野縣	994						451	340		791	791	
長野縣	1033						470	356		826	826	
長野縣	1072						489	372		861	861	
長野縣	1111						508	388		896	896	
長野縣	1150						527	404		931	931	
長野縣	1189						546	420		966	966	
長野縣	1228						565	436		1001	1001	
長野縣	1267						584	452		1036	1036	
長野縣	1306						603	468		1071	1071	
長野縣	1345						622	484		1106	1106	
長野縣	1384						641	500		1141	1141	
長野縣	1423						660	516		1176	1176	
長野縣	1462						679	532		1211	1211	
長野縣	1501						698	548		1246	1246	
長野縣	1540						717	564		1281	1281	
長野縣	1579						736	580		1316	1316	
長野縣	1618						755	596		1351	1351	
長野縣	1657						774	612		1386	1386	
長野縣	1696						793	628		1421	1421	
長野縣	1735						812	644		1456	1456	
長野縣	1774						831	660		1491	1491	
長野縣	1813						850	676		1526	1526	
長野縣	1852						869	692		1561	1561	
長野縣	1891						888	708		1596	1596	
長野縣	1930						907	724		1631	1631	
長野縣	1969						926	740		1666	1666	
長野縣	2008						945	756		1701	1701	
長野縣	2047						964	772		1736	1736	
長野縣	2086						983	788		1771	1771	
長野縣	2125						1002	804		1806	1806	
長野縣	2164						1021	820		1841	1841	
長野縣	2203						1040	836		1876	1876	
長野縣	2242						1059	852		1911	1911	
長野縣	2281						1078	868		1946	1946	
長野縣	2320						1097	884		1981	1981	
長野縣	2359						1116	900		2016	2016	
長野縣	2398						1135	916		2051	2051	
長野縣	2437						1154	932		2086	2086	
長野縣	2476						1173	948		2121	2121	
長野縣	2515						1192	964		2156	2156	
長野縣	2554						1211	980		2191	2191	
長野縣	2593						1230	996		2226	2226	
長野縣	2632						1249	1012		2261	2261	
長野縣	2671						1268	1028		2296	2296	
長野縣	2710						1287	1044		2331	2331	
長野縣	2749						1306	1060		2366	2366	
長野縣	2788						1325	1076		2401	2401	
長野縣	2827						1344	1092		2436	2436	
長野縣	2866						1363	1108		2471	2471	
長野縣	2905						1382	1124		2506	2506	
長野縣	2944						1401	1140		2541	2541	
長野縣	2983						1420	1156		2576	2576	
長野縣	3022						1439	1172		2611	2611	
長野縣	3061						1458	1188		2646	2646	
長野縣	3100						1477	1204		2681	2681	
長野縣	3139						1496	1220		2716	2716	
長野縣	3178						1515	1236		2751	2751	
長野縣	3217						1534	1252		2786	2786	
長野縣	3256						1553	1268		2821	2821	
長野縣	3295						1572	1284		2856	2856	
長野縣	3334						1591	1300		2891	2891	
長野縣	3373						1610	1316		2926	2926	
長野縣	3412						1629	1332		2961	2961	
長野縣	3451						1648	1348		2996	2996	
長野縣	3490						1667	1364		3031	3031	
長野縣	3529						1686	1380		3066	3066	
長野縣	3568						1705	1396		3101	3101	
長野縣	3607						1724	1412		3136	3136	
長野縣	3646						1743	1428		3171	3171	
長野縣	3685						1762	1444		3206	3206	
長野縣	3724						1781	1460		3241	3241	
長野縣	3763						1800	1476		3276	3276	
長野縣	3802						1819	1492		3311	3311	
長野縣	3841						1838	1508		3346	3346	
長野縣	3880						1857	1524		3381	3381	
長野縣	3919						1876	1540		3416	3416	
長野縣	3958						1895	1556		3451	3451	
長野縣	3997						1914	1572		3486	3486	
長野縣	4036						1933	1588		3521	3521	
長野縣	4075						1952	1604		3556	3556	
長野縣	4114						1971	1620		3591	3591	
長野縣	4153						1990	1636		3626	3626	
長野縣	4192						2009	1652		3661	3661	
長野縣	4231						2028	1668		3696	3696	
長野縣	4270						2047	1684		3731	3731	
長野縣	4309						2066	1700		3766	3766	
長野縣	4348						2085	1716		3801	3801	
長野縣	4387						2104	1732		3836	3836	
長野縣	4426						2123	1748		3871	3871	
長野縣	4465						2142	1764		3906	3906	
長野縣	4504						2161	1780		3941	3941	
長野縣	4543						2180	1796		3976	3976	
長野縣	4582						2199	1812		4011	4011	
長野縣	4621						2218	1828		4046	4046	
長野縣	4660						2237	1844		4081	4081	
長野縣	4699						2256	1860		4116	4116	
長野縣	4738</											

年	四		正		大		送致官廳別	收容患者數	自開院者數	
	山梨縣	靜岡縣	愛知縣	栃木縣	茨城縣	千葉縣				群馬縣
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	
一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	
二	三	二	二	二	二	二	二	二	二	
三	四	三	三	三	三	三	三	三	三	
四	五	四	四	四	四	四	四	四	四	
五	六	五	五	五	五	五	五	五	五	
六	七	六	六	六	六	六	六	六	六	
七	八	七	七	七	七	七	七	七	七	
八	九	八	八	八	八	八	八	八	八	
九	一〇	九	九	九	九	九	九	九	九	
一〇	一一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
一一	一二	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	
一二	一三	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	
一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	
二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	
三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	
四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	
五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	
六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	
七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	
八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	
九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	
一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	
二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	
三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	
四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	
五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	
六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	
七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	
八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	
九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	
一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	
二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	
三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	
四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	
五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	
六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	
七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七	七八	七九	八〇	
八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	
九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	

統計

一九

第六

收容患者送致官廳月別

(大正五年中)

同四十二年(男)

一七三

二

二

二

二

二

二七

二

一

二八

一六

同四十二年	同四十三年	同四十四年	同四十五年	同四十六年	同四十七年	同四十八年	同四十九年	同五十年	大正五年	合計	第二區北部保養院	第三區外島保養院	第四區大島保養所	第五區九州療養所	送致官廳別
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	計	女	男	女	男	收容患者數
一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六
一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	
三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	
四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	
六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇	七一	七二	七三	七四	七五	
七六	七七	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	
九一	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八	九九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五	
一〇六	一〇七	一〇八	一〇九	一一〇	一一一	一一二	一一三	一一四	一一五	一一六	一一七	一一八	一一九	一二〇	
一二一	一二二	一二三	一二四	一二五	一二六	一二七	一二八	一二九	一三〇	一三一	一三二	一三三	一三四	一三五	
一三六	一三七	一三八	一三九	一四〇	一四一	一四二	一四三	一四四	一四五	一四六	一四七	一四八	一四九	一五〇	
一五一	一五二	一五三	一五四	一五五	一五六	一五七	一五八	一五九	一六〇	一六一	一六二	一六三	一六四	一六五	
一六七	一六八	一六九	一七〇	一七一	一七二	一七三	一七四	一七五	一七六	一七七	一七八	一七九	一八〇	一八一	
一八二	一八三	一八四	一八五	一八六	一八七	一八八	一八九	一九〇	一九一	一九二	一九三	一九四	一九五	一九六	
一九七	一九八	一九九	二〇〇	二〇一	二〇二	二〇三	二〇四	二〇五	二〇六	二〇七	二〇八	二〇九	二一〇	二一一	
二一二	二一三	二一四	二一五	二一六	二一七	二一八	二一九	二二〇	二二一	二二二	二二三	二二四	二二五	二二六	
二二七	二二八	二二九	二三〇	二三一	二三二	二三三	二三四	二三五	二三六	二三七	二三八	二三九	二四〇	二四一	
二四二	二四三	二四四	二四五	二四六	二四七	二四八	二四九	二五〇	二五一	二五二	二五三	二五四	二五五	二五六	
二五七	二五八	二五九	二六〇	二六一	二六二	二六三	二六四	二六五	二六六	二六七	二六八	二六九	二七〇	二七一	
二七二	二七三	二七四	二七五	二七六	二七七	二七八	二七九	二八〇	二八一	二八二	二八三	二八四	二八五	二八六	
二八七	二八八	二八九	二九〇	二九一	二九二	二九三	二九四	二九五	二九六	二九七	二九八	二九九	三〇〇	三〇一	
三〇二	三〇三	三〇四	三〇五	三〇六	三〇七	三〇八	三〇九	三一〇	三一	三一	三一	三一	三一	三一	
三一三	三一四	三一五	三一六	三一七	三一八	三一九	三二〇	三二一	三二二	三二三	三二四	三二五	三二六	三二七	
三二八	三二九	三三〇	三三一	三三二	三三三	三三四	三三五	三三六	三三七	三三八	三三九	三四〇	三四一	三四二	
三四三	三四四	三四五	三四六	三四七	三四八	三四九	三五〇	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	
三五七	三五八	三五九	三六〇	三六一	三六二	三六三	三六四	三六五	三六六	三六七	三六八	三六九	三七〇	三七	
三七二	三七三	三七四	三七五	三七六	三七七	三七八	三七九	三八〇	三八一	三八二	三八三	三八四	三八五	三八	
三八七	三八八	三八九	三九〇	三九一	三九二	三九三	三九四	三九五	三九六	三九七	三九八	三九九	四〇〇	四一	
四〇二	四〇三	四〇四	四〇五	四〇六	四〇七	四〇八	四〇九	四一〇	四一一	四一二	四一三	四一四	四一五	四二	
四一七	四一八	四一九	四二〇	四二一	四二二	四二三	四二四	四二五	四二六	四二七	四二八	四二九	四三〇	四三	
四三二	四三三	四三四	四三五	四三六	四三七	四三八	四三九	四四〇	四四一	四四二	四四三	四四四	四四五	四四	
四四七	四四八	四四九	四五〇	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	
四五七	四五八	四五九	四六〇	四六一	四六二	四六三	四六四	四六五	四六六	四六七	四六八	四六九	四七〇	四六	
四七二	四七三	四七四	四七五	四七六	四七七	四七八	四七九	四八〇	四八一	四八二	四八三	四八四	四八五	四八	
四八七	四八八	四八九	四九〇	四九一	四九二	四九三	四九四	四九五	四九六	四九七	四九八	四九九	五〇〇	四九	
五〇二	五〇三	五〇四	五〇五	五〇六	五〇七	五〇八	五〇九	五一〇	五一	五一	五一	五一	五一	五一	
五一三	五一四	五一五	五一六	五一七	五一八	五一九	五二〇	五二	五二	五二	五二	五二	五二	五二	
五二七	五二八	五二九	五三〇	五三一	五三二	五三三	五三四	五三五	五三六	五三七	五三八	五三九	五四〇	五三	
五四二	五四三	五四四	五四五	五四六	五四七	五四八	五四九	五五〇	五五一	五五二	五五三	五五四	五五五	五四	
五五七	五五八	五五九	五六〇	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	五六	
五六七	五六八	五六九	五七〇	五七一	五七二	五七三	五七四	五七五	五七六	五七七	五七八	五七九	五八〇	五七	
五八二	五八三	五八四	五八五	五八六	五八七	五八八	五八九	五九〇	五九	五九	五九	五九	五九	五九	
五九七	五九八	五九九	六〇〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	
六〇二	六〇三	六〇四	六〇五	六〇六	六〇七	六〇八	六〇九	六一〇	六一	六一	六一	六一	六一	六一	
六一三	六一四	六一五	六一六	六一七	六一八	六一九	六二〇	六二	六二	六二	六二	六二	六二	六二	
六二七	六二八	六二九	六三〇	六三一	六三二	六三三	六三四	六三五	六三六	六三七	六三八	六三九	六四〇	六三	
六四二	六四三	六四四	六四五	六四六	六四七	六四八	六四九	六五〇	六五一	六五二	六五三	六五四	六五五	六四	
六五七	六五八	六五九	六六〇	六六一	六六二	六六三	六六四	六六五	六六六	六六七	六六八	六六九	六七〇	六五	
六七二	六七三	六七四	六七五	六七六	六七七	六七八	六七九	六八〇	六八一	六八二	六八三	六八四	六八五	六六	
六八七	六八八	六八九	六九〇	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	
六九七	六九八	六九九	七〇〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	
七〇二	七〇三	七〇四	七〇五	七〇六	七〇七	七〇八	七〇九	七一〇	七一	七一	七一	七一	七一	七一	
七一二	七一三	七一四	七一五	七一六	七一七	七一八	七一九	七二〇	七二	七二	七二	七二	七二	七二	
七二七	七二八	七二九	七三〇	七三一	七三二	七三三	七三四	七三五	七三六	七三七	七三八	七三九	七四〇	七三	
七四二	七四三	七四四	七四五	七四六	七四七	七四八	七四九	七五							

統計

年	大正四年				本籍別
	東京府	神奈川縣	新潟縣	埼玉縣	
	女	男	女	男	
五歲迄					
逾五歲以上十歲迄					
逾十歲以上十五歲迄					
逾十五歲以上二十歲迄					
逾二十歲以上二十五歲迄					
逾二十五歲以上三十歲迄					
逾三十歲以上三十五歲迄					
逾三十五歲以上四十歲迄					
逾四十歲以上四十五歲迄					
逾四十五歲以上五十歲迄					
逾五十歲以上五十五歲迄					
逾五十五歲以上六十歲迄					
逾六十歲以上六十五歲迄					
逾六十五歲以上七十歲迄					
七十歲以上					
合計	117	103	112	82	

第九

現在患者本籍年齡別

(大正五年末現在)

二九

年	合計	本籍不詳	年					
			宮崎縣	和歌山縣	島根縣	富山縣	秋田縣	
	女	男	女	男	女	男	女	男
五歲迄	11	2						3
逾五歲以上十歲迄	4	1						
逾十歲以上十五歲迄	7							
逾十五歲以上二十歲迄	3							
逾二十歲以上二十五歲迄	6							
逾二十五歲以上三十歲迄	5							
逾三十歲以上三十五歲迄	3							
逾三十五歲以上四十歲迄	3							
逾四十歲以上四十五歲迄	2							
逾四十五歲以上五十歲迄	3							
逾五十歲以上五十五歲迄	2							
逾五十五歲以上六十歲迄	8							
逾六十歲以上六十五歲迄	6							
逾六十五歲以上七十歲迄	2							
逾七十歲以上	2							
合計	60	1	1	1	1	1	1	4

年	大正五年											本籍別		
	山形縣	福島縣	宮城縣	岐阜縣	滋賀縣	兵庫縣	大阪府	北海道廳	長野縣	山梨縣	靜岡縣		愛知縣	栃木縣
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
五歲迄														
逾五歲以上十歲迄														
逾十歲以上十五歲迄														
逾十五歲以上二十歲迄														
逾二十歲以上二十五歲迄														
逾二十五歲以上三十歲迄														
逾三十歲以上三十五歲迄														
逾三十五歲以上四十歲迄														
逾四十歲以上四十五歲迄														
逾四十五歲以上五十歲迄														
逾五十歲以上五十五歲迄														
逾五十五歲以上六十歲迄														
逾六十歲以上六十五歲迄														
逾六十五歲以上七十歲迄														
逾七十歲以上														
合計	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

二八

統計

本籍別	東 京 府		神 奈 川 縣		新 潟 縣		埼 玉 縣		群 馬 縣		千 葉 縣		茨 城 縣		栃 木 縣			
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男		
大 正 四 年	斑紋癩																0	0
	神 經 癩																0	0
	結 節 癩																0	0
	計																0	0
大 正 五 年	斑紋癩																0	0
	神 經 癩																0	0
	結 節 癩																0	0
	計																0	0

三七

第十二 收容患者本籍及病型別

備考	合 計		不 明
	女	男	
本表中大正四年試驗中ノ女一人ヲ除ク	0	8	0
	3	7	4
	2	2	0
	1	3	2
(大 正 五 四 年)	5	3	0
	0	2	0
	4	6	0
	5	1	0

年 數 別	三 十 九 年		三 十 八 年		三 十 七 年		三 十 六 年		三 十 五 年		三 十 四 年		三 十 三 年		三 十 二 年		三 十 一 年		三 十 年			
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男		
大 正 四 年	斑紋癩																				0	0
	神 經 癩																				0	0
	結 節 癩																				0	0
	計																				0	0
大 正 五 年	斑紋癩																				0	0
	神 經 癩																				0	0
	結 節 癩																				0	0
	計																				0	0

三六

明治十二年 斑紋癩	病型別	第十三 收容患者病型年齡別累年比較	
		男	女
	五歲迄		
	六歲以上 十歲以下		
	十一歲以上 十五歲以下		
	十六歲以上 二十歲以下		
	二十一歲以上 二十五歲以下		
	二十六歲以上 三十歲以下		
	三十一歲以上 三十五歲以下		
	三十六歲以上 四十歲以下		
	四十一歲以上 四十五歲以下		
	四十六歲以上 五十歲以下		
	五十一歲以上 五十五歲以下		
	五十六歲以上 六十歲以下		
	六十一歲以上 六十五歲以下		
	六十六歲以上 七十歲以下		
	七十一歲以上		
	合計	四八	

備考 本表ノ外大正四年ニ試驗中ノ愛知縣ノ女一人アリ

合計	本籍不詳	宮崎縣		熊本縣		和歌山縣		山口縣		富山縣		秋田縣		山形縣	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一〇二八															
二七四															
一〇二															
一四四															
五二三															
四二二															
四六〇															
五〇五															

本籍別	斑紋癩		神經癩		關節癩		計
	男	女	男	女	男	女	
青森縣							
福島縣							
宮城縣							
岐阜縣							
滋賀縣							
奈良縣							
兵庫縣							
大阪府							
京都府							
北海道							
長野縣							
山梨縣							
靜岡縣							
愛知縣							
合計							

統計

病 型 別	大正四年			大正三年			大正二年			計				
	計	結節癩	神經癩	斑紋癩	計	結節癩	神經癩	斑紋癩	計	結節癩	神經癩	斑紋癩	計	結節癩
五歲迄														
迄六歲上														
迄十歲上														
迄十一歲上														
迄十二歲上														
迄十三歲上														
迄十四歲上														
迄十五歲上														
迄十六歲上														
迄十七歲上														
迄十八歲上														
迄十九歲上														
迄二十歲上														
迄二十一歲上														
迄二十二歲上														
迄二十三歲上														
迄二十四歲上														
迄二十五歲上														
迄二十六歲上														
迄二十七歲上														
迄二十八歲上														
迄二十九歲上														
迄三十歲上														
迄三十一歲上														
迄三十二歲上														
迄三十三歲上														
迄三十四歲上														
迄三十五歲上														
迄三十六歲上														
迄三十七歲上														
迄三十八歲上														
迄三十九歲上														
迄四十歲上														
迄四十一歲上														
迄四十二歲上														
迄四十三歲上														
迄四十四歲上														
迄四十五歲上														
迄四十六歲上														
迄四十七歲上														
迄四十八歲上														
迄四十九歲上														
迄五十歲上														
迄五十一歲上														
迄五十二歲上														
迄五十三歲上														
迄五十四歲上														
迄五十五歲上														
迄五十六歲上														
迄五十七歲上														
迄五十八歲上														
迄五十九歲上														
迄六十歲上														
迄六十一歲上														
迄六十二歲上														
迄六十三歲上														
迄六十四歲上														
迄六十五歲上														
迄六十六歲上														
迄六十七歲上														
迄六十八歲上														
迄六十九歲上														
迄七十歲上														
迄七十一歲上														
合計														

四

病 型 別	同四十五年		同四十四年				同四十三年				明治四十二年			
	神經癩	斑紋癩	計	結節癩	神經癩	斑紋癩	計	結節癩	神經癩	斑紋癩	計	結節癩	神經癩	
														女
五歲迄														
迄六歲上														
迄十歲上														
迄十一歲上														
迄十二歲上														
迄十三歲上														
迄十四歲上														
迄十五歲上														
迄十六歲上														
迄十七歲上														
迄十八歲上														
迄十九歲上														
迄二十歲上														
迄二十一歲上														
迄二十二歲上														
迄二十三歲上														
迄二十四歲上														
迄二十五歲上														
迄二十六歲上														
迄二十七歲上														
迄二十八歲上														
迄二十九歲上														
迄三十歲上														
迄三十一歲上														
迄三十二歲上														
迄三十三歲上														
迄三十四歲上														
迄三十五歲上														
迄三十六歲上														
迄三十七歲上														
迄三十八歲上														
迄三十九歲上														
迄四十歲上														
迄四十一歲上														
迄四十二歲上														
迄四十三歲上														
迄四十四歲上														
迄四十五歲上														
迄四十六歲上														
迄四十七歲上														
迄四十八歲上														
迄四十九歲上														
迄五十歲上														
迄五十一歲上														
迄五十二歲上														
迄五十三歲上														
迄五十四歲上														
迄五十五歲上														
迄五十六歲上														
迄五十七歲上														
迄五十八歲上														
迄五十九歲上														
迄六十歲上														
迄六十一歲上														
迄六十二歲上														
迄六十三歲上														
迄六十四歲上														
迄六十五歲上														
迄六十六歲上														
迄六十七歲上														
迄六十八歲上														
迄六十九歲上														
迄七十歲上														
迄七十一歲上														
合計														

四〇

統計

年五正大		年四正																						
含嗽料	塗擦料	撤布料	奄布料	塗布料	注射料	點眼料	浴湯料	皮膚液	洗腸料	吸入藥	麻酔藥	奄服藥	頓服藥	アルゴール	寫真藥	齒磨粉	脫脂綿	洗眼料	含嗽料	試毒藥	消毒料	石鹼	點眼料	
瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦	瓦
七〇	一三五〇	九五〇	四四〇	三三〇	二五五〇	七五〇						六〇〇〇〇	八〇〇〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	五	四	三	二	一	二〇〇	
七〇	一三五〇	九〇〇	四四〇	三三〇	二五〇〇	六〇〇						八〇〇〇〇	九〇〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	五	四	三	二	一	二〇〇	
七〇	一三五〇	九〇〇	四四〇	三三〇	二五〇〇	八五〇						八〇〇〇〇	六〇〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	五	四	三	二	一	二〇〇	
一〇〇	一三五〇	九〇〇	四四〇	三三〇	二五〇〇	一、一〇〇						八〇〇〇〇	九〇〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	五	四	三	二	一	二〇〇	
一九五	一三七〇〇	九〇〇	四四〇	三三〇	二五〇〇	一、一五〇						一、四〇〇〇	九〇〇	五〇〇	三〇〇	二〇〇	一〇〇〇〇	五	四	三	二	一	二〇〇	
二一〇	一、〇〇〇	五三〇	三三〇	三三〇	五〇、六〇	一、一五〇						一、二〇〇〇	九〇〇	六〇	三〇	二〇	一〇〇〇	五	四	三	二	一	二〇〇	
一九六	九〇〇〇	一五〇	六六二	四九	八三〇	一、一五〇						一、四〇〇〇	八五〇	五〇	三〇	二〇	一〇〇〇	五	四	三	二	一	二〇〇	
二〇〇	八、〇〇〇	五〇〇	四七二	三九	二、七九〇	一、三三〇						一、八〇〇〇	六〇	六九	三〇	二〇	一〇〇〇	五	四	三	二	一	二〇〇	
一七〇	四、五〇〇	五〇〇	五七〇	三三	五、二八〇	一、四三〇						一、六〇〇〇	七〇〇	五〇	六〇	三〇	二〇〇	五	四	三	二	一	二〇〇	
二〇〇	四、五〇〇	五〇〇	五七〇	三三	五、二八〇	一、四三〇						一、六〇〇〇	七〇〇	五〇	六〇	三〇	二〇〇	五	四	三	二	一	二〇〇	
二〇〇	四、五〇〇	五〇〇	五七〇	三三	五、二八〇	一、四三〇						一、六〇〇〇	七〇〇	五〇	六〇	三〇	二〇〇	五	四	三	二	一	二〇〇	
四四〇	一、一五〇〇	九〇〇	二七〇	三三	五、一九〇	一、三三五						一、二〇〇〇	四〇	三〇	三〇	一〇〇	六	八	九	一	二	一	八〇〇	
五二八	三、八七〇	七、五六〇	五、四一六	三、八一	五、四九〇	一、〇五〇						一、〇〇〇〇	九〇	四〇	三〇	二〇	一〇〇	六	八	九	一	二	一、〇〇〇	
二、三六九	三、八七〇	七、五六〇	五、四一六	三、八一	五、四九〇	一、〇五〇						一、〇〇〇〇	九〇	四〇	三〇	二〇	一〇〇	六	八	九	一	二	一、〇〇〇	

五九

第二十 醫局使用藥品材料月別

(大正 五四年)

種別	大正												
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
滋養料	二六	二八	二八	三八	五八	六六	八〇	六九	五七	六六	八八	九二	六八八
塗布料	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇	二二〇〇〇
硬膏	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二〇
注射料	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二〇
各種血清	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二〇
撒布料	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇〇
合計	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇	一、一五〇〇

種別	年五正大												
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
頓服劑	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九〇
座藥劑	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九〇
撤布劑	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九〇
洗腸劑	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九〇
軟劑	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九〇
含嗽劑	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九〇
投藥人員	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九〇
備考	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九	二九〇
合計	二九〇	二九〇	二九〇	二九〇	二九〇	二九〇	二九〇	二九〇	二九〇	二九〇	二九〇	二九〇	二九〇〇

五八

統計	大阪府		京都府		北海道廳		長野縣		山梨縣		静岡縣		愛知縣		栃木縣		茨城縣		千葉縣		群馬縣		埼玉縣		新潟縣		神奈川縣		東京府				
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男			
種別																																	
一月																																	
二月																																	
三月																																	
四月																																	
五月																																	
六月																																	
七月																																	
八月																																	
九月																																	
十月																																	
十一月																																	
十二月																																	
合計																																	

六一

本籍別	大正五年		大正四年		大正三年		大正二年		大正一年		種別	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
真宗											澆腸料	一月
淨土											石脂綿	二月
眞言											脫脂綿	三月
禪宗											寫真藥	四月
天台											齒磨粉	五月
日蓮											頓服精	六月
神道											血精藥	七月
天理											試藥	八月
基督教											麻酔藥	九月
不明											滋養料	十月
計											浴湯料	十一月
真宗											吸入料	十二月
淨土											消毒料	合計
眞言											硬膏	
禪宗											軟膏	
天台												
日蓮												
神道												
天理												
基督教												
不明												
計												

第二十一 現在患者宗教別

(大正五年)

六〇

統計

本籍別	第二十二 現在患者教育程度別										合計	
	東京府	神奈川県	新潟縣	埼玉縣	群馬縣	千葉縣	茨城縣	栃木縣	愛知縣	靜岡縣		
大正四年	育無者教	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	得 ^レ 讀 ^ミ 文字者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	學 ^ニ 當 ^ル 程度	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	業 ^ニ 同 ^シ 程度	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	學 ^ニ 當 ^ル 程度	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	業 ^ニ 同 ^シ 程度	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	學 ^ニ 當 ^ル 程度	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	業 ^ニ 同 ^シ 程度	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	計	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	計	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
大正五年	育無者教	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	得 ^レ 讀 ^ミ 文字者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	學 ^ニ 當 ^ル 程度	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	業 ^ニ 同 ^シ 程度	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	學 ^ニ 當 ^ル 程度	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	業 ^ニ 同 ^シ 程度	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	學 ^ニ 當 ^ル 程度	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	業 ^ニ 同 ^シ 程度	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	計	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	計	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

六三

本籍別	第二十二 現在患者教育程度別										合計	
	宮崎縣	熊本縣	和歌山縣	島根縣	富山縣	秋田縣	山形縣	青森縣	福島縣	宮城縣		
大正四年	育無者教	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	得 ^レ 讀 ^ミ 文字者	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	學 ^ニ 當 ^ル 程度	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	業 ^ニ 同 ^シ 程度	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	學 ^ニ 當 ^ル 程度	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	業 ^ニ 同 ^シ 程度	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	學 ^ニ 當 ^ル 程度	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	業 ^ニ 同 ^シ 程度	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大正五年	育無者教	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	得 ^レ 讀 ^ミ 文字者	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	學 ^ニ 當 ^ル 程度	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	業 ^ニ 同 ^シ 程度	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	學 ^ニ 當 ^ル 程度	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	業 ^ニ 同 ^シ 程度	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	學 ^ニ 當 ^ル 程度	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	業 ^ニ 同 ^シ 程度	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	計	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	計	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

六二

統計

職業別	土工		青物		鑛夫		石工		飲食店業		洋服裁縫職		按摩業		編蝠傘修繕		炊事夫		本箱製造職		小間物商		珠數製造業		鐵工		箕直		百姓奉公	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
四年大正	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
府東京	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣神奈川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣新潟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣埼玉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣馬場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣千葉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣茨城	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣栃木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣愛知	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣靜岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣山梨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣長野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道北海	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
府大阪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣兵庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣滋賀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣岐阜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣宮城	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣福島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣山形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣秋田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣富山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣島根	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣和歌山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣宮崎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣本島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

六七

職業別	機織業		鍛冶職		下女奉公		雜貨商		船乘業		料理業		學生		魚類商		小學校教員		活版職工		子守		錫		材木		左官			
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
四年大正	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
府東京	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣神奈川	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣新潟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣埼玉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣馬場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣千葉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣茨城	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣栃木	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣愛知	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣靜岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣山梨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣長野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道北海	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
府大阪	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣兵庫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣滋賀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣岐阜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣宮城	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣福島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣山形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣秋田	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣富山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣島根	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣和歌山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣宮崎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
縣本島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

六六

本籍別	大正四年				大正五年			
	賭博	竊盜	詐欺	其他	初犯	再犯	三犯以上	計數
東京府								
神奈川縣								
新潟縣								
埼玉縣								
群馬縣								
千葉縣								
茨城縣								
栃木縣								
愛知縣								
靜岡縣								
山梨縣								
長野縣								
大野縣								
大阪府								
統計								

第二十四 現在患者前科者調

(大正五四年末)

合計	無職		織物仲買業	
	女	男	女	男
四二一	一〇七	三三四	二	四九
六四	一四〇	二九		
四二	二二	五		
二八	二〇	三		
八	二六			
八	四	一		
三五	一七			
三五	二二			
三三	一九			
三七	二六			
一九	四一			
一七	三四			
四	四			
二	二			
三	二			
二	二			
四	四			
一	一			
一	一			
一	一			
六〇	一五	四五	一	五
四〇〇	一〇四	二九六	一七	三五

職業別	大正四年		大正五年	
	女	男	女	男
娼妓				
晒職				
外國商館小使				
ランブ商				
蹄鐵工				
蕎麥粉製造				
塗物師				
足袋商				
僧侶				
火之番				
酒小賣商				
酒造職人				
書籍商				
紋業				
統計				

本籍別	大正四年		大正五年	
	賭博	竊盜	賭博	竊盜
和歌山縣	1	1	1	1
合計	1	1	1	1

備考 罪數ト犯數ト一致セサルハ一人ニシテ數罪アルニヨル
 本表ノ數字ハ全部男子ナリ
 本表ノ外大正四年ニ賭博贓物牙保罪三犯ノ女一人アリ

第二十五 患者作業賃調

種別	大正四年											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
構内雑役	0500	1080	1490	1930	2110	3510	6750	9870	8940	7110	5970	6060
炊具及食器修繕	38600	33117	55126	41307	48929	55447	50672	41818	35773	40905	60116	55532
寢具及被服縫繕	96600	1880	4000	4000	4000	4000	4000	4000	4000	4000	4000	4000
患者日用器具修繕	02000	02000	02000	02000	02000	02000	02000	02000	02000	02000	02000	02000
耕作及諸作業	95715	91945	82845	80735	83360	89860	113090	129100	161930	183520	141335	146540
備品修繕	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000
建物其他道路修繕	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000
建築	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000
合計	144689	128333	160311	146650	168634	204297	210633	210283	227813	239743	217873	217388

(大正五年)

種別	大正五年											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
構内雑役	2310	3060	4130	4130	4130	4130	4130	4130	4130	4130	4130	4130
炊具及食器修繕	52339	49430	49430	49430	49430	49430	49430	49430	49430	49430	49430	49430
寢具及被服縫繕	08200	08200	08200	08200	08200	08200	08200	08200	08200	08200	08200	08200
患者日用器具修繕	48300	48300	48300	48300	48300	48300	48300	48300	48300	48300	48300	48300
耕作及諸作業	97160	88265	87310	84080	85310	88850	115000	130540	160540	177200	154830	152295
備品修繕	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000
建物其他道路修繕	41900	10000	14900	23940	24060	8870	41200	67000	71000	71000	18000	99590
合計	162249	139499	160311	186260	209980	229980	242000	267300	293100	313100	282800	272333

備考 ×印ハ臨時部寢具及被服費ノ支出ナリ

第二十六 患者耕作並諸作業費細別

種別	大正四年											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
舍長	9000	9000	9000	9000	9000	9000	9000	9000	9000	9000	9000	9000
學事世話	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100
保母	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100	1100
病室附雜役	24180	22070	23880	23450	24950	24150	24175	23335	22680	26550	27335	22315
患者輸送	8050	8050	9100	8750	9100	9100	9100	8750	8750	9100	9100	9100
綿帯交換所雜役	23500	25300	28600	27500	34600	34900	34900	34900	34900	34900	34900	34900
試験動物飼育	24800	22400	24800	24800	24800	24800	24800	24800	24800	24800	24800	24800
物品交付所雜役	14400	13800	15600	15600	15600	15600	15600	15600	15600	15600	15600	15600
合計	144000	138000	156000	156000	156000	156000	156000	156000	156000	156000	156000	156000

(大正五年)

統計

七五

七四

種別	大正四年												計	
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月		
糞尿汲取	27000	28000	31000	30000	31000	30000	31000	30000	31000	30000	31000	30000	31000	30000
汚物焼却	07000	06000	07000	06000	07000	06000	07000	06000	07000	06000	07000	06000	07000	06000
醫藥劑掛附雜役	36000	35000	34000	33000	32000	31000	30000	29000	28000	27000	26000	25000	24000	23000
理内掃除	32000	31000	30000	29000	28000	27000	26000	25000	24000	23000	22000	21000	20000	19000
木内掃除	10800	10700	10600	10500	10400	10300	10200	10100	10000	9900	9800	9700	9600	9500
木内紙屑拾	23000	22000	21000	20000	19000	18000	17000	16000	15000	14000	13000	12000	11000	10000
浴場附雜役	03600	03500	03400	03300	03200	03100	03000	02900	02800	02700	02600	02500	02400	02300
睡壺掃除	08000	07900	07800	07700	07600	07500	07400	07300	07200	07100	07000	06900	06800	06700
裁縫附雜役	04000	03900	03800	03700	03600	03500	03400	03300	03200	03100	03000	02900	02800	02700
臨時雜役	06300	06200	06100	06000	05900	05800	05700	05600	05500	05400	05300	05200	05100	05000
藥草履及草履製作	03000	02900	02800	02700	02600	02500	02400	02300	02200	02100	02000	01900	01800	01700
耕作	18900	18800	18700	18600	18500	18400	18300	18200	18100	18000	17900	17800	17700	17600
合計	95715	94945	94175	93405	92635	91865	91095	90325	89555	88785	88015	87245	86475	85705
舍事世話長	9000	8900	8800	8700	8600	8500	8400	8300	8200	8100	8000	7900	7800	7700
學事世話長	11000	10900	10800	10700	10600	10500	10400	10300	10200	10100	10000	9900	9800	9700
保室附雜役	11000	10900	10800	10700	10600	10500	10400	10300	10200	10100	10000	9900	9800	9700
病室附雜役	27000	26000	25000	24000	23000	22000	21000	20000	19000	18000	17000	16000	15000	14000
患者輸送	88000	87000	86000	85000	84000	83000	82000	81000	80000	79000	78000	77000	76000	75000
繙帶交換所雜役	26000	25000	24000	23000	22000	21000	20000	19000	18000	17000	16000	15000	14000	13000
合計	95715	94945	94175	93405	92635	91865	91095	90325	89555	88785	88015	87245	86475	85705

種別	大正五年												計	
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月		
試驗動物飼育	24800	23800	22800	21800	20800	19800	18800	17800	16800	15800	14800	13800	12800	11800
物品交附所雜役	13800	12800	11800	10800	9800	8800	7800	6800	5800	4800	3800	2800	1800	800
糞尿汲取	34000	33000	32000	31000	30000	29000	28000	27000	26000	25000	24000	23000	22000	21000
汚物焼却	06900	06800	06700	06600	06500	06400	06300	06200	06100	06000	05900	05800	05700	05600
醫藥劑掛附雜役	22000	21000	20000	19000	18000	17000	16000	15000	14000	13000	12000	11000	10000	9000
洗濯附雜役	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000	00000
理内掃除	42300	41300	40300	39300	38300	37300	36300	35300	34300	33300	32300	31300	30300	29300
構内掃除	21800	20800	19800	18800	17800	16800	15800	14800	13800	12800	11800	10800	9800	8800
木内掃除	10850	10750	10650	10550	10450	10350	10250	10150	10050	9950	9850	9750	9650	9550
木内紙屑工	22000	21000	20000	19000	18000	17000	16000	15000	14000	13000	12000	11000	10000	9000
木内紙屑工	09200	09100	09000	08900	08800	08700	08600	08500	08400	08300	08200	08100	08000	07900
構内紙屑拾	03350	03250	03150	03050	02950	02850	02750	02650	02550	02450	02350	02250	02150	02050
浴場附雜役	18400	18300	18200	18100	18000	17900	17800	17700	17600	17500	17400	17300	17200	17100
睡壺掃除	04200	04100	04000	03900	03800	03700	03600	03500	03400	03300	03200	03100	03000	02900
裁縫附雜役	04100	04000	03900	03800	03700	03600	03500	03400	03300	03200	03100	03000	02900	02800
藥草履及草履製作	08100	08000	07900	07800	07700	07600	07500	07400	07300	07200	07100	07000	06900	06800
耕作	13860	13760	13660	13560	13460	13360	13260	13160	13060	12960	12860	12760	12660	12560
合計	97160	96390	95620	94850	94080	93310	92540	91770	91000	90230	89460	88690	87920	87150

統計

備考 本表ハ前表ノ耕作及諸作業費ノ詳細ナル内譯ヲ示シタルモノナリ
 患者ニ作業セシメタル慰勞手當ハ舍長ハ月額壹圓學事世話及保姆ハ月額壹圓拾錢其他ノ
 作業ハ一日四時間就業シテ金壹錢以上五錢迄ヲ給與セリ又再製繙帶卷軸ハ壹貫弍拾五
 錢ガ一セ再製ハ壹貫弍拾八錢ヲ建築物修繕ニ使用シタル木工ハ一日金貳拾錢ブリキ細
 工及左官木挽ニハ拾錢以上貳拾錢迄ヲ被服ノ作業者ニハ足袋裁縫一足ニ付金四錢拾衣一
 枚四錢綿入同五錢綿入半纏同四錢單衣同貳錢ヲ給與セリ

第二十七

患者現金及爲替收入調

(大正五年)

年別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	合計
大正四年	三〇七五	二四一八五	五一八九五	八〇〇一〇	四一七二七	五七七七八	四三二二〇	五九八三三	四七六一二	五八七二二	八六五八〇	九五一二三	六三三三〇
同大正五年	六二二〇	一〇〇六九六	七〇一〇三	一一一〇五五	八三二〇三	四二四二二	七三七八〇	五九八〇三	七四〇五七	五三六五〇	五八四四五〇	九八三三四	八八七九三

第二十八

患者購買品其他支出金調

(大正五年)

種別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
砂糖	一〇九〇	二二九〇	一八二〇	二二六〇	二一三〇	一五八〇	二八六〇	一七〇〇	二一九〇	一八三〇	一九三〇	八三六〇	三〇〇七五
茶	七三〇	一三二五	一六六〇	一八七五	一八四〇	二〇一〇	二一八〇	一八四〇	一八三〇	一八三〇	二一六〇	二二六〇	二二一四七
煙草	二五〇	四三〇	三六〇	四八〇	四七〇	四三〇	五七〇	六四〇	六六〇	四九〇	五五〇	五二〇	六一〇三〇
干饅餚粉類	一〇五〇	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇	二五〇〇	二八八〇〇
菓子、餅、餛飩、魚、獸肉、鰹節	一四一〇	一四一〇	一四一〇	一四一〇	一四一〇	一四一〇	一四一〇	一四一〇	一四一〇	一四一〇	一四一〇	一四一〇	一六八〇〇
乾物、野菜、海草	七二〇	一〇二〇	一〇二〇	一〇二〇	一〇二〇	一〇二〇	一〇二〇	一〇二〇	一〇二〇	一〇二〇	一〇二〇	一〇二〇	一〇二〇〇
鹽、味噌、醬油	〇六〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	九七〇〇
甘味、清涼水	二六〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三二〇	三九〇〇
器物、清涼水	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二六〇〇
小間物、化粧品	四八〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	二六〇	三二〇〇
雜誌、文房具	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇〇
養禽、玩具	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
絲、綿、衣類	一七五〇	一七五〇	一七五〇	一七五〇	一七五〇	一七五〇	一七五〇	一七五〇	一七五〇	一七五〇	一七五〇	一七五〇	二一七三〇
合計	二〇〇七五	一八八七三	一八八七三	一八八七三	一八八七三	一八八七三	一八八七三	一八八七三	一八八七三	一八八七三	一八八七三	一八八七三	二二八七〇〇

種別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	計
砂糖	一六九二	二〇三〇	一九二五	二〇三〇	二〇三〇	二〇三〇	二〇三〇	二〇三〇	二〇三〇	二〇三〇	二〇三〇	二〇三〇	二二八二〇
茶	一八三〇	一九九二	二八六九	二六〇六	二二九四	二二二二	二二二二	二二二二	二二二二	二二二二	二二二二	二二二二	二八二七六
煙草	四四一〇	四一七〇	六〇七〇	四八八〇	四九一〇	五六六六	六二二二	六二二二	六二二二	六二二二	六二二二	六二二二	六四三二〇
干饅餚粉類	二四九〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四〇〇〇	四八七〇〇
菓子、餅、餛飩、魚、獸肉、鰹節	一八七九	一七〇五	二〇六〇	二〇六〇	二〇六〇	二〇六〇	二〇六〇	二〇六〇	二〇六〇	二〇六〇	二〇六〇	二〇六〇	二四九二六
乾物、野菜、海草	三六五〇	一一〇四	一一〇四	一一〇四	一一〇四	一一〇四	一一〇四	一一〇四	一一〇四	一一〇四	一一〇四	一一〇四	一三六九五
鹽、味噌、醬油	一一〇〇	一七四〇	一七四〇	一七四〇	一七四〇	一七四〇	一七四〇	一七四〇	一七四〇	一七四〇	一七四〇	一七四〇	一七六九五
甘味、清涼水	一〇〇〇	一五二八	一五二八	一五二八	一五二八	一五二八	一五二八	一五二八	一五二八	一五二八	一五二八	一五二八	一六八六〇
器物、清涼水	五〇四〇	八一五〇	三三二〇	三三二〇	三三二〇	三三二〇	三三二〇	三三二〇	三三二〇	三三二〇	三三二〇	三三二〇	一〇五〇七〇
小間物、化粧品	三三七〇	六六六五	四一八〇	四一八〇	四一八〇	四一八〇	四一八〇	四一八〇	四一八〇	四一八〇	四一八〇	四一八〇	一六二八五
雜誌、文房具	一三三〇	三三〇	九六五	九六五	九六五	九六五	九六五	九六五	九六五	九六五	九六五	九六五	一〇七九五
養禽、玩具	五〇一五	一一二七	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	二七九九七
絲、綿、衣類	一〇〇	三三〇	一六七〇	一六七〇	一六七〇	一六七〇	一六七〇	一六七〇	一六七〇	一六七〇	一六七〇	一六七〇	二〇三三〇
合計	二〇〇七五	一八八七三	一八八七三	一八八七三	一八八七三	一八八七三	一八八七三	一八八七三	一八八七三	一八八七三	一八八七三	一八八七三	二二八七〇〇

統計

種別	大正五年											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
苗木種子	3870	790	13675	4070	9030	8495	6925	4590	2090	970	090	53805
雜品	975	790	1095	2005	880	1325	2920	2300	980	3499	1940	3505
切手、ガキ、貨物運賃	13335	11800	9090	8755	9715	9090	13945	14415	20925	21905	14835	166350
貯金及轉退渡金	500	11500	8500	26000	17000	25800	6000	10800	12766	10000	16940	159366
親族知人送金	570	12720	3100	10300	46000	2100	9520	7660	2040	10710	18340	103740
合計	196463	267110	299675	279746	248635	279325	301550	297392	284870	306677	294045	3510297

第二十九 患者耕作蔬菜買入金額 (大正五年)

品名	大正四年											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
大根	1447000	2437000	2297000	2210600	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000
馬鈴薯	1447000	2437000	2297000	2210600	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000
里芋	1447000	2437000	2297000	2210600	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000
葱	1447000	2437000	2297000	2210600	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000
茄子	1447000	2437000	2297000	2210600	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000	1108000
合計	6258800	7235000	7235000	7235000	4432000	4432000	4432000	4432000	4432000	4432000	4432000	4432000

備考 標準價格ハ時價ノ貳割減トス

關係法令

●癩豫防ニ關スル件

(明治四十年三月十八日 法律第十一號) 改正 大正五年三月十日 法律第二十一號

第一條 醫師癩患者ヲ診斷シタルトキハ患者及家人ニ消毒其ノ他豫防法ヲ指示シ且三日以内ニ行政官廳ニ届出ツヘシ其ノ轉歸ノ場合及死體ヲ檢案シタルトキ亦同シ

第二條 癩患者アル家又ハ癩病毒ニ汚染シタル家ニ於テハ醫師又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ消毒其ノ他豫防法ヲ行フヘシ

第三條 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ行政官廳ニ於テ命令ノ定ムル所ニ從ヒ療養所ニ入ラシメ之ヲ救護スヘシ但シ適當ト認ムルトキハ扶養義務者ヲシテ患者ヲ引取ラシムヘシ

必要ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ前項患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一時相當ノ救護ヲ爲スヘシ

前二項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ必要ト認ムルトキハ市町村長市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ市町村長ニ準スヘキ者ヲシテ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ヲ一時救護セシムルコトヲ得

第四條 主務大臣ハ二以上ノ道府縣ヲ指定シ其ノ道府縣内ニ於ケル前條ノ患者ヲ收容スル爲必要ナル療養所ノ設置ヲ命スルコトヲ得

前項療養所ノ設置及管理ニ關シ必要ナル事項ハ主務大臣之ヲ定ム

主務大臣ハ私立ノ療養所ヲ以テ第一項ノ療養所ニ代用セシムルコトヲ得

第四條ノ二 療養所ノ長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被救護者ニ對シ必要ナル懲戒又ハ檢束ヲ加フルコトヲ得

第五條 救護ニ要スル費用ハ被救護者ノ負擔トシ被救護者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ノ負擔トス

第三條ノ場合ニ於テ之カ爲要スル費用ノ支辨方法及其ノ追徴方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 扶養義務者ニ對スル患者引取ノ命令及費用辨償ノ請求ハ扶養義務者中ノ何人ニ對シテモ之ヲ爲スコトヲ得但シ費用ノ辨償ヲ爲シタル者ハ民法第九百五十五條及第九百五十六條ニ依リ扶養ノ義務ヲ履行スヘキ者ニ對シ求償ヲ爲スコトヲ妨ケス

第七條 左ノ諸費ハ北海道地方費又ハ府縣ノ負擔トス但シ東京府下伊豆七島小笠原島ニ於テハ國庫ノ負擔トス

一 被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サル救護費
二 檢診ニ關スル諸費

三 其ノ他道府縣ニ於テ癩豫防上施設スル事項ニ關スル諸費

第四條第一項ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分擔方法ハ關係地方長官ノ協議ニ依リ之ヲ定ム若シ協議調ハサルトキハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第四條第三項ノ場合ニ於テ關係道府縣ハ私立ノ療養所ニ對シ必要ナル補助ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ費用ノ分擔方法ハ前項ノ例ニ依ル

第八條 國庫ハ前條道府縣ノ支出ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ從ヒ六分ノ一乃至二分ノ一ヲ補助スル

モノトス

第九條 行政官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ指定シタル醫師ヲシテ癩又ハ其ノ疑ヒテ患者ノ檢診ヲ行ハシムルコトヲ得

癩ト診斷セラレタル者又ハ其ノ扶養義務者ハ行政官廳ノ指定シタル醫師ノ檢診ヲ求ムルコトヲ得

行政官廳ノ指定シタル醫師ノ診斷ニ不服アル患者又ハ其ノ扶養義務者ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ更ニ檢診ヲ求ムルコトヲ得

第十條 醫師第一條ノ届出ヲ爲サス又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第二條ニ違背シタル者ハ貳拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 行旅死亡人ノ取扱ヲ受クル者ヲ除クノ外行政官廳ニ於テ救護中死亡シタル癩患者ノ死體又ハ遺留物件ノ取扱ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

●癩豫防ニ關スル法律施行ノ件

明治四十年法律第十一號ハ明治四十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●癩患者ノ救護ニ要スル費用ノ支辨追徴及負擔ニ關スル件

明治四十年法律第十一號第三條ニ依リ癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ノ一時救護ニ要ス

法 令

ル費用ハ必要アルトキハ救護地道府縣ニ於テ之ヲ繰替支辨スヘシ
市町村長ニ於テ一時救護ヲ爲ス場合ニ要スル費用ハ必要アルトキハ市町村ニ於テ繰替支辨スヘシ

第二條 前條ニ依リ繰替支辨シタル費用ハ被救護者ニ被救護者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ其ノ扶養義務者ニ其ノ辨償ヲ求ムヘシ此ノ場合ニ於テ必要アルトキハ義務者ノ住所地若クハ所在地ノ地方長官又ハ市町村長ニ其ノ徵收ヲ委託スルコトヲ得

辨償金ノ徵收ニ關シテハ府縣稅徵收ノ例ニ依ル
市町村ニ於テ繰替支辨シタル費用ニシテ前二項ニ依リ辨償ヲ得サルモノハ救護地道府縣ニ其ノ辨償ヲ求ムヘシ

第三條 一時救護ニ要シタル費用ニシテ被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サルモノハ救護地道府縣ノ負擔トス

第四條 療養所ニ於ケル救護費ニシテ被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サルモノハ被救護者ノ本籍地本籍地ナキカ又ハ不明ナルトキハ救護地ノ屬スル療養所設置區域内道府縣ノ負擔トス療養所ニ送致スル費用ニ付亦同シ

第五條 癩患者死亡シタルトキハ救護ノ費用ハ其ノ遺留ノ金錢又ハ有價證券ヲ以テ之ニ充テ仍足ラサル場合ニ於テ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サルトキハ遺留物件ヲ賣却シテ之ニ充ツルコトヲ得

第六條 本令ニ依リ道府縣ニ於テ繰替支辨シ又ハ負擔スヘキ費用ハ沖繩縣及東京府下伊豆七島小笠原島ニ於テハ國庫ノ支辨トス

第七條 本令ニ於テ市町村又ハ市町村長ト稱スルハ市制町村制ヲ施行セサル地ノ之ニ準スヘキモノヲ包含ス

附 則

本令ハ明治四十年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●癩豫防ニ關スル法律ニ依ル國庫補助ノ件

明治四十年八月三日
勅令第二百八十五號

明治四十年法律第十一號ニ依ル道府縣ノ支出精算額ニ對シ國庫ハ同法第八條ニ依リ左ノ區別ニ從ヒ補助ス但シ事業ニ伴フ收入又ハ寄附金等アルトキハ之ヲ控除シタル額ニ對シ補助ス

- 一 療養所創設費擴張費及之ニ伴フ初度調辨費 二分ノ一
- 二 被救護者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ辨償ヲ得サル無籍者又ハ本籍不明者ノ救護費 二分ノ一
- 三 其ノ他ノ諸費 六分ノ一
- 四 私立ノ代用療養所ノ創設費擴張費及之ニ伴フ初度調辨費ニ對スル補助費 二分ノ一
- 五 私立ノ代用療養所ニ對スル其ノ他ノ補助費 六分ノ一

附 則

本令ハ明治四十年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●癩豫防ニ關スル施行規則

(明治四十年七月二十日)改正(明治四十三年六月
內務省令第十九號) (明治四十四年六月
內務省令第二十四號) (大正五年六月
內務省令第六號)

第一條 明治四十年法律第十一號第一條ノ届出ハ患者又ハ死體所在地ノ警察官署ニ之ヲ爲スヘシ

癩患者ヲ診斷シタル醫師ハ故ナク其ノ事實ヲ漏泄スルコトヲ得ス

第二條 癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノアルトキハ警察官署ハ一時之ヲ救護シ又ハ市町村長ヲシテ一時之ヲ救護セシメ其ノ旨ヲ患者ノ家族又ハ扶養義務者ニ通知シ且患者ノ本籍住所氏名及病況並扶養義務者ノ住所氏名等ヲ具シ地方長官ニ報告スヘシ

地方長官ニ於テ前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ所定ノ療養所ニ照會ヲ經タル上送致ノ手續ヲ爲スヘシ但シ適當ト認ムル扶養義務者アルトキハ之ニ對シ患者ノ引取ヲ命スヘシ

警察官署ハ必要ト認ムルトキハ第一項ノ癩患者ノ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一時相當ノ救護ヲ爲シ又ハ市町村長ヲシテ之ヲ爲サシムヘシ

第三條 前條ニ依リ癩患者ヲ入ラシムヘキ療養所ハ救護地道府縣ノ療養所トス但シ療養所管理者ノ協議ニ依リ之ヲ變更スルコトヲ得

第四條 明治四十年法律第十一號第四條ノ療養所ハ内務大臣ノ指定シタル設立地ノ地方長官ニ於テ之ヲ建設管理スヘシ

當該地方長官ハ内務大臣ノ認可ヲ得テ療養所ノ位置ヲ定ムヘシ

第五條 明治四十年法律第十一號第四條第三項ノ場合ニ於テハ療養所所在地地方長官ハ療養所ノ設立者ニ對スル命令條件ヲ定メ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第五條ノ二 療養所ノ長ハ被救護者ニ對シ左ノ懲戒又ハ檢束ヲ加フルコトヲ得

一 譴責

二 三十日以内ノ謹慎

三 七日以内常食量二分ノ一マテノ減食

四 三十日以内ノ監禁

前項第三號ノ處分ハ第二號又ハ第四號ノ處分ト併料スルコトヲ得

第一項第四號ノ監禁ニ付テハ情狀ニ依リ管理者タル地方長官又ハ代用療養所所在地地方長官ノ認可ヲ經テ其ノ期間ヲ二箇月マテ延長スルコトヲ得

第五條ノ三 前條ノ外懲戒又ハ檢束ニ關シ必要ナル細則ハ管理者タル地方長官又ハ療養所所在地地方長官ノ認可ヲ經テ療養所ノ長之ヲ定ム

第六條 明治四十年法律第十一號第九條第一項第二項行政官廳ノ職權ハ警察官署之ヲ行フ

警察官署ノ指定シタル醫師ノ診斷ニ不服アル患者又ハ其ノ扶養義務者ハ發病以來ノ症候經過及反對意見ヲ有スル醫師ノ診斷書其ノ他不服ノ理由ヲ具シ書面ヲ以テ地方長官ニ對シ其ノ指定シタル醫師ノ檢診ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ地方長官ハ檢診ノ場所及日時ヲ請求者ニ通知シ二人以上ノ醫師ヲ指定シテ檢診ヲ行ハシムヘシ此ノ場合ニ於テ請求者ハ其ノ費用ヲ以テ反對意見ヲ有スル醫師ヲ立會セシムルコトヲ得

檢診ノ爲病院其ノ他ノ場所ニ滯留ヲ命セラレタル患者其ノ命ヲ遵守セサルトキハ檢診ノ請求ヲ取消シタルモノト看做ス

第七條 檢診ノ請求ハ行政處分ノ執行ヲ停止セス但シ當該官廳ニ於テ必要ト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第八條 行路死亡人ノ取扱ヲ受クルモノヲ除ク外行政官廳ニ於テ救護中死亡シタル癩患者ノ死體及遺留物件ノ取扱ニ關シテハ行路病人及行路死亡人取扱法ノ規定ヲ準用ス但シ市町村長ニ於テ救護中死亡シタル場合ヲ除ク外同法中市町村長ノ職務ハ當該行政官廳之ヲ行フ

第九條 第二條及第六條ノ地方長官ノ職權其ノ他癩豫防上警察ニ屬スル事項ハ東京府ニ於テハ警視總監之ヲ行フ

本令ニ依リ市長ニ屬スル職務ハ東京市京都市及大阪市ニ於テハ區長ヲシテ之ヲ補助執行セシムルコトヲ得

附 則

本令ハ明治四十年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●癩患者療養所設置區域ニ關スル件

(明治四十年七月)改正 (明治四十三年三月) (内務省令第二十號) (内務省令第一號)

道府縣ハ左ノ區域ニ依リ其ノ區域内ニ於ケル癩患者ヲ入ラシムル爲必要ナル療養所ヲ設置スヘシ

第一區域

東京府(伊豆七島小笠原島ヲ除ク) 神奈川縣 新潟縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣 愛知縣 靜岡縣 山梨縣 長野縣

第二區域

北海道 宮城縣 巖手縣 青森縣 福島縣 山形縣 秋田縣

第三區域

京都府 大阪府 兵庫縣 奈良縣 三重縣 岐阜縣 滋賀縣 福井縣 石川縣 富山縣 鳥取縣 和歌山縣

第四區域

島根縣 岡山縣 廣島縣 山口縣 德島縣 香川縣 愛媛縣 高知縣

第五區域

長崎縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣 熊本縣 宮崎縣 鹿兒島縣 沖繩縣

前項療養所ノ設立地ハ第一區域ニ在リテハ東京府下第二區域ニ在リテハ青森縣下第三區域ニ在リテハ大阪府下第四區域ニ在リテハ香川縣下第五區域ニ在リテハ熊本縣下トス

附 則

本令ハ明治四十年法律第十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●海外諸港又ハ臺灣ヨリ來ル癩患者ノ取扱ニ關スル件

明治四十年九月十四日 勅令第二百九十四號

海外諸港又ハ臺灣ヨリ來ル船舶ニ癩患者アル場合ニ於テ其ノ患者外國人ナルトキハ地方長官ハ其ノ上陸ヲ禁止スヘシ但シ已ムコトヲ得サル理由アリト認ムルトキハ條件ヲ附シテ一時上陸ヲ許可スルコトヲ得

附 則

本令ハ明治四十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

法 令

●癩療養所職員ノ名稱、待遇及任免ニ關スル件

明治四十三年九月二十一日
勅令第三百四十六號

第一條 本令ニ於テ療養所ト稱スルハ明治四十年法律第十一號第四條第一項ノ規定ニ依リ設置スルモノヲ謂フ

第二條 療養所ノ職員左ノ如シ

所長 醫長 醫員 調劑員 書記

第三條 療養所ノ所長及醫長ハ奏任官ノ待遇醫員調劑員及書記ハ判任官ノ待遇トス

第四條 療養所ノ職員ニシテ奏任官ノ待遇ヲ受クル者ノ任免、奏薦及宣行ハ奏任官ノ例ニ依リ之ヲ行ヒ判任官ノ待遇ヲ受クル者ノ任免ハ療養所ヲ管理スル地方長官之ヲ行フ

附則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

●癩療養所職員ノ官等、等級、配當ニ關スル件

明治四十三年九月二十一日
勅令第三百四十七號

奏任文官又ハ判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル癩療養所職員ノ官等、等級ハ其ノ俸給額ニ應シ別表ニ依リ文武高等官等又ハ文武判任官等級ニ配當ス但シ同官等内又ハ同等級内ニ於テハ文武官吏ノ次席トス

附則

本令ハ明治四十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

奏任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル癩療養所職員官等配當表	
奏任	奏任
五等	六等
年俸 千四百圓以上	年俸 千貳百圓以上 千四百圓未満
七等	八等
年俸 八百圓以上 千貳百圓未満	年俸 八百圓未満

判任文官ト同一ノ待遇ヲ受クル癩療養所職員等級配當表	
判任	判任
一等	二等
月俸 六拾圓以上	月俸 四拾五圓以上 六拾圓未満
三等	四等
月俸 參拾五圓以上 四拾五圓未満	月俸 參拾五圓未満

●道廳府縣警察醫及警視廳警察醫並癩療養所職員ノ

休職ニ關スル件

明治四十三年九月二十一日
勅令第三百四十八號

道廳府縣警察醫及警視廳警察醫並ニ癩療養所職員ノ休職ニ關シテハ明治三十七年勅令第百十一

法令

●癩豫防ニ關スル件

明治四十二年二月二日
内務省訓令第四十五號

癩ハ古來本邦各地ニ蔓延シ久シク其ノ病性ヲ誤認セラレタルモ癩菌ノ發見ニ依リテ其ノ傳染性ナルコトヲ確定セラレタルモノニシテ主トシテ觸接ニ依リ又ハ患者ノ鼻汁、唾液、潰瘍部ノ濃汁等ニ汚染シタル物件ヲ介シテ病毒ヲ他ニ傳播スルノ危險アルモノトス是ヲ以テ政府ハ明治四十年三月本病ノ豫防ニ關シ法律第十一號ヲ發布シ癩患者ニシテ療養ノ途ヲ有セス且救護者ナキモノハ之ヲ府縣ノ療養所ニ隔離シ其ノ他ハ各自ニ於テ消毒其ノ他豫防方法ヲ行ハシメ以テ本病ノ蔓延ヲ防止シ漸次其ノ根絶ヲ圖ラントス然ルニ本病ハ從來非傳染性ト思惟シ來レルト其ノ經過緩慢ニシテ長年月ニ涉ルヲ以テ縱令外部ヨリ督勵ヲ嚴ニスト雖一般人民ヲシテ自衛ノ道ヲ講セシメ又患者並家人ヲシテ公德ヲ重ンセシムルニ非サレハ隱微ノ間ニ於テ病毒ノ散漫ヲ來タシ所期ノ目的ヲ達センコト容易ナラス依テ一般人民ニ對シ常ニ本病ノ性質豫防ノ方法等ヲ訓諭シ之カ誘導ヲ怠ラサルハ勿論現ニ患者アル家ニ對シテハ特ニ左記各號ノ事項ヲ指示シ學校病院、製造所、旅店、船舶等ニ於テ患者ヲ發見シ若クハ患者ヲ入ラシメムルトキ亦之ニ準シ相當處置セシムル等本病豫防ノ効果ヲ收ムルニ努ムヘシ

右訓令ス

癩ニ關スル消毒其ノ他豫防方法

内務大臣法學博士 男爵 平 田 東 助

- 一 患者ノ居室ハ可成別ニ之ヲ定メ他ノ家人等ト雜居セサルコト
- 二 患者ノ衣類、寢具其ノ他日用器具等ハ特ニ專用ノモノヲ備ヘ他ト混同セサル様注意スヘシ
- 三 患者ノ常用衣類、敷布、寢具等ハ時々消毒ヲ行ヒタル後洗濯スルコト
- 四 患者ノ居室ハ常ニ清潔ヲ保持スルコト
- 五 患者ノ居室ニハ消毒藥ヲ容レタル唾壺ヲ備フルコト
- 六 病毒ニ汚染シタル繻帶、手巾等ハ消毒ヲ行ヒ患者ノ紙屑、襪類ハ燒却スルコト
- 七 患者ノ外出ハ可成避ケシメ止ムヲ得ス外出セントスルトキハ清潔ナル衣服ヲ着用シ又潰瘍アルモノハ其ノ繻帶ヲ更ムルコト
- 八 患者ハ可成他トノ交通ヲ避ケシメ又理髮店、公衆浴場、料理店、飲食店、劇場、寄席、乘合船車等公衆ノ出入スル場所ニ立入ラサルコト
- 九 患者ハ牛乳ノ搾取、飲食物、飲食器具、金屬、陶器類ヲ除ク玩具ノ調製又ハ其ノ販賣其ノ他病毒傳播ノ虞レアル業ニ從事セサルコト
- 十 患者ノ住居シタル家屋ハ消毒ヲ行ヒタル後ニアラサレハ他ニ使用貸與又ハ授與セサルコト
- 十一 患者ノ使用シタル衣類、寢具、器具ハ勿論家人ノ常食衣類等病毒ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル物件ハ消毒ヲ行ヒタル後ニアラサレハ他ニ使用、授與、移轉又ハ遺棄セサルコト
- 十二 患者ノ一時滯留シタル場合ニ於ケルモ其ノ占居シタル室並其ノ使用シタル衣類、寢具器具等ニ對シテ亦前二號ヲ適用スルコト
- 十三 看護等ノ爲メ常ニ患者ニ近接シ又ハ病毒汚染物件ヲ取扱フ者等ハ常ニ手指ノ消毒ニ注意

法 令

シ又可成上被ヲ著用シ時々之ヲ消毒スルコト

十四 癩患者ノ死體ハ消毒ヲ行ヒタル後可成之ヲ火葬スルコト

十五 消毒方法ハ明治三十年内務省令第十三號ノ規定ニ準シ施行スルコト

●癩患者鐵道輸送ニ關スル件

明治四十二年二月十八日内務省衛甲第二號
内務省衛生局長ヨリ東京府知事ヘ通牒

本年四月以降癩療養所ニ患者ヲ送致スルニ當リ鐵道輸送上ノ便宜ヲ圖ル爲相當車輛ノ供給及運賃後拂並ニ運賃低減等ニ關シ曩ニ當省次官ヨリ鐵道院副總裁ヘ照會相成候處今般運賃低減ノ外ハ當省次官ノ希望ニ應スル旨同總裁ヨリ回答有之即チ豫メ當該官憲ヨリ申出アルトキハ其ノ人員ニ依リ出來得ル限り客車内ノ一部又ハ相當車輛ヲ專用トシテ供給セラレ又運賃モ當該官憲ノ請求ニ依リ後拂ヒトスルコトヲ得ル儀ニ有之又利設鐵道ニ對シテモ官線同様便宜ヲ與ヘ吳レ候様鐵道院ヨリ各會社ヘ通牒シタル趣ニ候條右御承知相成度此段及通牒候也

●癩患者鐵道連絡船輸送ニ關スル件

(明治四十二年三月二十六日衛發第四十一號ノ内)
内務省衛生局長ヨリ東京府知事ヘ通牒

癩患者鐵道乗車ノ件ニ關シテハ曩ニ及通牒置候處尙又鐵道連絡船ニ於ケル取扱ニ就キ御問合ノ向有之鐵道院ヘ照會候處汽車輸送ノ場合ニハ別ニ乗用車輛ヲ連結シ又ハ一室ヲ仕切ル等普通旅客ト隔離スルノ便アルモ汽船ニハ右ノ餘地無之ヲ以テ汽車同様ノ取扱ハ致難キモ事情ノ許ス場合ニ限リ可成便宜ヲ謀ル様可取計旨回答有之候條爲念此段及通報候也

●第一區府縣立全生病院規程

明治四十二年三月三十日
東京府訓令第十號

改正

明治四十二年九月訓令第二九號、同四十二年十二月訓令第三十四號、
同四十三年三月訓令第三三號、同四十三年八月訓令第三十二號、
同四十三年九月訓令第三十號、同四十三年十月訓令第三十二號、
同四十四年九月訓令第三十一號、大正四年十月訓令第十號

第一條 當病院ニ左ノ職員ヲ置ク

- 院長 一人
- 副院長 一人
- 醫師 四人
- 調劑員 二人
- 書記 六人

第二條 院長ハ知事ノ指揮監督ヲ受ケ院務ヲ掌理シ部下ヲ監督ス

醫師ハ院長ノ命ヲ受ケ醫師及調劑員ヲ指揮シ醫務及調藥ニ關スル事務ヲ掌理ス

調劑員ハ院長及醫師ノ命ヲ受ケ診察治療及豫防消毒ノ事務ニ從事ス

書記ハ院長ノ命ヲ受ケ庶務會計ノ事務ニ從事ス

第三條 院長ハ左ノ事項ヲ專行ス

- 一 院務ニ關シ別段ノ規定アルモノノ外文書ノ往復ヲ爲スコト
- 二 職員ニ除服ヲ命シ又ハ請暇ヲ許否スルコト

法令

- 三 機關手雇員並備員ノ採用又ハ罷免ノコト
- 四 本院ニ對スル動産ノ寄附ニシテ見積價額五拾圓未滿ノモノノ受領及其ノ處分ヲ爲スコト
- 五 患者ノ入院退院及患者ヲ入ラシムヘキ療養所變更協議ニ關スルコト
- 六 患者ノ死體及遺留物件ノ取扱ニ關スルコト
- 七 院務ニ關シ出張ヲ爲シ又ハ職員若ハ雇員ニ出張ヲ命スルコト
但シ宿泊五日以上ニ涉ルモノハ知事ノ許可ヲ受クルヲ要ス
- 八 墓地並ニ火葬場管理ニ關スルコト
- 第四條 院長ハ職員ノ進退ニ關シ知事ニ具申スルコトヲ得
- 第五條 院長ハ處務細則其ノ他必要ナル規程ヲ定メ知事ノ認可ヲ受クヘシ
- 第六條 院長ハ變災又ハ異常事故アリタルトキハ知事ニ速ニ報告スヘシ
院長ハ患者逃走シタルトキハ患者送致府縣名氏名逃走年月日時逃走ノ事由ヲ詳記シ速ニ知事ニ報告スヘシ患者歸院ノ場合亦同シ
- 第七條 院長ハ翌年度收支豫算材料ヲ調査シ毎年五月十五日限知事ニ差出スヘシ
- 第八條 院長ハ毎年度各科目毎ニ收支増減ノ理由ヲ詳記シタル決算書ヲ調製シ翌年度五月十五日限知事ニ差出スヘシ
- 第九條 本院執務時間ハ當應ノ例ニ依ル但シ知事ノ認可ヲ得テ時限ヲ變更スルコトヲ得
- 第十條 本規程其ノ他特ニ命令ヲ以テ定メタルモノヲ除ク外當應ノ例規ヲ準用ス
- 第十一條 本規程ハ明治四十二年四月一日ヨリ施行ス

●第一區府縣立全生病院職員退職給與金支給規則

大正四年八月廿六日
東京府訓令第八號

- 第一條 職員ニシテ在職一ケ年以上ノ者左記ノ各號ニ該當スルトキハ退職給與金ヲ給ス
 - 一 年齡六十歳ヲ超エ退職シタルトキ
 - 二 傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ其ノ職務ニ堪ヘス退職シタルトキ
 - 三 廢職廢院又ハ事務ノ都合ニ依リ退職ヲ命セラレタルトキ
 - 第二條 職員ノ在職年數ハ就職ノ月ヨリ起算シ退職ノ月ヲ以テ終ル但シ十二ヶ月未滿ノ端數及年齡二十歳未滿ノ時ニ於ケル在職月數ハ之ヲ算入セス
 - 第三條 退職給與金ハ退職當時ニ於ケル俸給金額二分ノ一ニ在職年數ヲ乘シタル額トス
- 附 則
- 第四條 本令發布ノ際現ニ在職セル者ニ關スル在職年數ハ明治四十三年九月勅令第三百四十六號發布ノ後ニ任命サレタル月ヨリ起算ス

終